

平成28年2月29日

第3回倉吉市議会定例会議案

倉吉市

平成28年 3月 第3回 倉吉市議会定例会会期

2月29日	(月曜日)	本	会	議		
3月1日	(火曜日)	本	会	議		
3月2日	(水曜日)	本	会	議		
3月3日	(木曜日)	本	会	議		
3月4日	(金曜日)	予	備	日		
3月5日	(土曜日)	休		会		
3月6日	(日曜日)	休		会		
3月7日	(月曜日)	本	会	議		
3月8日	(火曜日)	本	会	議		
3月9日	(水曜日)	本	会	議		
3月10日	(木曜日)	予	備	日		
3月11日	(金曜日)	委	員	会		
3月12日	(土曜日)	休		会		
3月13日	(日曜日)	休		会		
3月14日	(月曜日)	委	員	会		
3月15日	(火曜日)	委	員	会		
3月16日	(水曜日)	委	員	会		
3月17日	(木曜日)	委	員	会		
3月18日	(金曜日)	委	員	会		
3月19日	(土曜日)	休		会		
3月20日	(日曜日)	休		会		
3月21日	(月曜日)	休		会		
3月22日	(火曜日)	予	備	日		
3月23日	(水曜日)	議	事	整	理	日
3月24日	(木曜日)	本	会	議		

報 告

平成28年3月第3回倉吉市議会定例会に、地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

平成28年 2月29日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

記

市 長	石 田 耕太郎	水 道 局 長	池 田 弘 之
副 市 長	山 崎 昌 徳	監査委員事務局 長兼選挙管理委 員会事務局長	和 泉 博 伸
教 育 長	福 井 伸一郎	農 業 委 員 会 事 務 局 長	藤 原 勝 則
総 務 部 長	矢 吹 房 生	教 育 委 員 会 事 務 局 長	向 井 正
企画振興部長	岩 本 善 文	総務部総務課長	向 井 一 博
福祉保健部長	涌 嶋 祐 二		
産業環境部長	田 中 規 靖		
建 設 部 長	石 賀 祐 二		

目 次

議案第10号	平成27年度倉吉市一般会計補正予算(第9号)	}	別冊	
議案第11号	平成27年度倉吉市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)			
議案第12号	平成27年度倉吉市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)			
議案第13号	平成27年度倉吉市温泉配湯事業特別会計補正予算(第1号)			
議案第14号	平成27年度倉吉市下水道事業特別会計補正予算(第4号)			
議案第15号	平成27年度倉吉市駐車場事業特別会計補正予算(第1号)	}	別冊	
議案第16号	平成28年度倉吉市一般会計予算			
議案第17号	平成28年度倉吉市国民健康保険事業特別会計予算			
議案第18号	平成28年度倉吉市介護保険事業特別会計予算			
議案第19号	平成28年度倉吉市後期高齢者医療事業特別会計予算			
議案第20号	平成28年度倉吉市簡易水道事業特別会計予算			
議案第21号	平成28年度倉吉市温泉配湯事業特別会計予算			
議案第22号	平成28年度倉吉市住宅資金貸付事業特別会計予算			
議案第23号	平成28年度倉吉市土地取得事業特別会計予算			
議案第24号	平成28年度倉吉市下水道事業特別会計予算			
議案第25号	平成28年度倉吉市駐車場事業特別会計予算			
議案第26号	平成28年度倉吉市集落排水事業特別会計予算			
議案第27号	平成28年度倉吉市国民宿舎事業特別会計予算			
議案第28号	平成28年度倉吉市高城財産区特別会計予算			
議案第29号	平成28年度倉吉市小鴨財産区特別会計予算			
議案第30号	平成28年度倉吉市北谷財産区特別会計予算			
議案第31号	平成28年度倉吉市上北条財産区特別会計予算			
議案第32号	平成28年度倉吉市水道事業会計予算			別冊
議案第33号	倉吉市表彰条例の一部改正について……………			1
議案第34号	倉吉市事務分掌条例の一部改正について……………			3
議案第35号	倉吉市情報公開条例等の一部改正について……………	5		
議案第36号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について…………	11		
議案第37号	倉吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について…………	14		
議案第38号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について……………	17		
議案第39号	倉吉市特別職報酬等審議会条例の一部改正について……………	19		
議案第40号	倉吉市職員の給与に関する条例等の一部改正について……………	21		
議案第41号	倉吉市職員の旅費に関する条例の一部改正について……………	28		
議案第42号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について……………	30		
議案第43号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び議会の 議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する 条例の一部改正について……………	33		
議案第44号	倉吉市職員の退職管理に関する条例の制定について……………	39		
議案第45号	倉吉市税条例の一部改正について……………	41		

議案第 4 6 号	倉吉市地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定 について……………	4 6
議案第 4 7 号	倉吉市手数料条例の一部改正について……………	4 9
議案第 4 8 号	倉吉市生活安全条例の一部改正について……………	6 7
議案第 4 9 号	倉吉ふるさと未来づくり基金条例の制定について……………	7 0
議案第 5 0 号	倉吉市国民健康保険条例の一部改正について……………	7 2
議案第 5 1 号	倉吉市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について……………	7 9
議案第 5 2 号	倉吉市建築審査会条例の一部改正について……………	8 1
議案第 5 3 号	倉吉市消防団員定数条例の一部改正について……………	8 4
議案第 5 4 号	倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について……………	8 6
議案第 5 5 号	倉吉市消防団員等公務災害補償条例及び倉吉市消防団員等公務災害補償条 例の一部を改正する条例の一部改正について……………	8 8
議案第 5 6 号	工事請負契約の締結についての議決の一部変更について……………	1 0 2
議案第 5 7 号	定住自立圏の形成に関する協定の変更について……………	1 0 3
議案第 5 8 号	鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約の締結に関する協議について……………	1 0 8
議案第 5 9 号	鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定めることに関する協議について……………	1 1 1
陳情第 1 号	「地方議会版質問主意書制度」の創設に係る地方自治法の改正を求める意 見書提出について……………	陳 1
陳情第 2 号	地方自治法第 9 9 条の改正を求める意見書提出について……………	陳 3
陳情第 3 号	陳情の取り扱い「研究留保」の廃止について……………	陳 5
陳情第 4 号	軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の 出来る窓口などの設置を求める意見書提出について……………	陳 7
陳情第 5 号	旅客自動車運送事業に係る安全体制の整備を求める意見書提出について……………	陳 1 0
陳情第 6 号	最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出について……………	陳 1 3
陳情第 7 号	公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求 める陳情……………	陳 1 5
陳情第 8 号	精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出について……………	陳 1 7
陳情第 9 号	倉吉市小学校再編具体案（草案）に示された高城小学校の統合に反対する 陳情……………	陳 1 9
陳情第 1 0 号	未来の有権者のための模擬投票所設置に関する陳情……………	陳 2 2

議案第33号

倉吉市表彰条例の一部改正について

次のとおり倉吉市表彰条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市表彰条例の一部を改正する条例

倉吉市表彰条例（昭和57年倉吉市条例第16号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号を削る。

改正後	改正前
<p>(功労表彰)</p> <p>第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対してこれを行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(善行表彰)</p> <p>第5条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対してこれを行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(功労表彰)</p> <p>第3条 功労表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対してこれを行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 市の公益、市民福祉の増進等のため200万円（団体の場合は500万円）以上の金品を寄付したもの</u></p> <p>(善行表彰)</p> <p>第5条 善行表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対してこれを行う。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 市の公益、市民福祉の増進等のため、20万円（団体の場合は50万円）以上の金品を寄付したもの</u></p>

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の第3条第5号及び第5条第5号の規定による表彰は、平成27年8月1日前にその対象となるものに限り、適用する。

議案第34号

倉吉市事務分掌条例の一部改正について

次のとおり倉吉市事務分掌条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市事務分掌条例の一部を改正する条例

倉吉市事務分掌条例（昭和47年倉吉市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（事務分掌） 第2条 各部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 総務部 (1)～(9) 略 (10) 略 企画振興部 (1)～(17) 略 福祉保健部 (1)～(4) 略 (5) <u>国民年金に関する事項</u> (6) 略 産業環境部 (1)～(6) 略 建設部 (1)～(6) 略</p>	<p>（事務分掌） 第2条 各部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 総務部 (1)～(9) 略 (10) <u>国民年金に関する事項</u> (11) 略 企画振興部 (1)～(17) 略 福祉保健部 (1)～(4) 略 (5) 略 産業環境部 (1)～(6) 略 建設部 (1)～(6) 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第35号

倉吉市情報公開条例等の一部改正について

次のとおり倉吉市情報公開条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市情報公開条例等の一部を改正する条例

(倉吉市情報公開条例の一部改正)

第1条 倉吉市情報公開条例(平成13年倉吉市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 公文書の開示(第5条—第16条)</p> <p>第3章 <u>審査請求</u>(第17条—第19条)</p> <p>第4章 雑則(第20条—第26条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公営企業の管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。<u>以下同じ。</u>)及び議会をいう。</p> <p>2 略</p> <p>第3章 <u>審査請求</u></p> <p>(<u>審査請求</u>に係る諮問等)</p> <p>第17条 実施機関(実施機関が公営企業の管理者である場合にあっては、市長。以下この章において同じ。)は、開示決定等又はその不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)による<u>審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当する</u>ときを除き、遅滞なく、<u>倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年倉吉市条例第9号)第1条に規定する倉吉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。この場合において、同法第9条第1項本文の規定は、同項ただし書の規定に基づき、適用しない。</u></p> <p>(1) <u>審査請求</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) <u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>で、開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)を取り消し、若しくは変更し、当該<u>審査請求に係る公文書の全部を開示し、若しくは不作為に係る開示請求に対する開示決定等をし、又はこれらのことを公営企業の管理者に命じる</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第4条)</p> <p>第2章 公文書の開示(第5条—第16条)</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u>(第17条—第19条)</p> <p>第4章 雑則(第20条—第26条)</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公営企業の管理者(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。)及び議会をいう。</p> <p>2 略</p> <p>第3章 <u>不服申立て</u></p> <p>(<u>不服申立て</u>に係る諮問等)</p> <p>第17条 実施機関は、開示決定等について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による<u>不服申立てがあったときは、次の各号のいずれかに該当する</u>場合を除き、遅滞なく倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年倉吉市条例第9号)第1条に規定する倉吉市情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立て</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に対する<u>決定</u>で、開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第19条において同じ。)を取り消し、<u>又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</u></p>

<p>とき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>をしなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人</u>及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者(その者が<u>審査請求人</u>及び参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(その者が<u>審査請求人</u>及び参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の<u>裁決</u>(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>	<p>とき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定</u>をしなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人</u>及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者(その者が<u>不服申立人</u>及び参加人である場合を除く。)</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(その者が<u>不服申立人</u>及び参加人である場合を除く。)</p> <p>(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書の全部又は一部を開示する旨の<u>決定</u>(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)</p>
--	---

(倉吉市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 倉吉市個人情報保護条例(平成17年倉吉市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第6条—第13条)</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示(第14条—第25条)</p> <p>第2節 訂正(第26条—第31条の2)</p> <p>第3節 利用停止(第32条—第36条)</p> <p>第4節 <u>審査請求</u>(第37条—第39条)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条—第5条)</p> <p>第2章 実施機関における個人情報の取扱い(第6条—第13条)</p> <p>第3章 開示、訂正及び利用停止</p> <p>第1節 開示(第14条—第25条)</p> <p>第2節 訂正(第26条—第31条の2)</p> <p>第3節 利用停止(第32条—第36条)</p> <p>第4節 <u>不服申立て</u>(第37条—第39条)</p>

第4章 雑則（第40条—第44条）

第5章 罰則（第45条—第48条）

附則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公営企業の管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）及び議会をいう。

（2）～（9） 略

第4節 審査請求

（審査会への諮問等）

第37条 開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又はこれらについての不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求があった場合は、当該審査請求に係る実施機関（実施機関が公営企業の管理者である場合にあっては、市長。以下この節において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、審査会に諮問しなければならない。この場合において、同法第9条第1項本文の規定は、同項ただし書の規定に基づき、適用しない。

（1）審査請求が不適法であり、却下するとき。

（2）裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第39条において同じ。）を取り消し、若しくは変更し、当該審査請求人に係る保有個人情報の全部を開示し、若しくは不作為に係る開示請求に対する開示決定等をし、又はこれらのことを公営企業の管理者に命じるとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（3）裁決で、審査請求に係る訂正決定等（訂正請求の全部を認容して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、若しくは変更し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を認容して訂正をし、若しくは不作為に係る訂正請求に対する訂正決定等をし、又はこれらのことを公営企業の管理者に命じるとき。

（4）裁決で、審査請求に係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を認容して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、若しくは変更し、当該審査請求に係る利用停止請求の全部

第4章 雑則（第40条—第44条）

第5章 罰則（第45条—第48条）

附則

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、公営企業の管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第8条第2項の規定により管理者の権限を行う市長を含む。）及び議会をいう。

（2）～（9） 略

第4節 不服申立て

（審査会への諮問等）

第37条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、審査会に諮問しなければならない。

（1）不服申立てが不適法であり、却下するとき。

（2）決定で、不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第39条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る保有個人情報の全部を開示するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

（3）決定で、不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正するとき。

（4）決定で、不服申立てに係る利用停止決定等（利用停止請求の全部を容認して利用停止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る利用停止請求の全部

<p>を認容して利用停止をし、若しくは不作為に係る利用停止請求に対する利用停止決定等をし、又はこれらのことを公営企業の管理者に命じるとき。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>をしなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第38条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求人</u>及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>審査請求</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（その者が<u>審査請求人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(第三者からの<u>審査請求</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第39条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>裁決</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>審査請求</u>を却下し、又は棄却する<u>裁決</u></p> <p>(2) <u>審査請求</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の<u>裁決</u>（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>	<p>を容認して利用停止をするとき。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定</u>をしなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第38条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立人</u>及び参加人</p> <p>(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該<u>不服申立て</u>に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（その者が<u>不服申立人</u>又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(第三者からの<u>不服申立て</u>を棄却する場合等における手続)</p> <p>第39条 第23条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する<u>決定</u>をする場合について準用する。</p> <p>(1) 開示決定に対する第三者からの<u>不服申立て</u>を却下し、又は棄却する<u>決定</u></p> <p>(2) <u>不服申立て</u>に係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る保有個人情報を開示する旨の<u>決定</u>（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）</p>
--	--

(倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年倉吉市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は、次に掲げる事項について、<u>倉吉市情報公開条例</u>（平成13年倉吉市条例第24号。以下「<u>公開条例</u>」という。）第2条第1項又は<u>倉吉市個人情報保護条例</u>（平成17年倉吉市条例第8</p>	<p>(所掌事務)</p> <p>第2条 審査会は<u>実施機関</u>（<u>倉吉市情報公開条例</u>（平成13年倉吉市条例第24号。以下「<u>公開条例</u>」という。）第2条第1項又は<u>倉吉市個人情報保護条例</u>（平成17年倉吉市条例第8号。以下「<u>保護条</u></p>

<p>号。以下「保護条例」という。)第2条第1号に規定する実施機関(第1号又は第5号に掲げる事項について、当該事項に係る事件の実施機関が公営企業の管理者である場合には、市長。以下同じ。)の諮問に応じ、調査及び審議をする。</p> <p>(1) 公開条例第17条第1項の規定による<u>審査請求</u>に関する事項</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 保護条例第37条第1項の規定による<u>審査請求</u>に関する事項</p>	<p>例」という。)第2条第1号に規定する実施機関をいう。以下同じ。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議をする。</p> <p>(1) 公開条例第17条第1項の規定による<u>不服申立て</u>に関する事項</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>(5) 保護条例第37条第1項の規定による<u>不服申立て</u>に関する事項</p>
<p>2. <u>前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する事項について調査をし、及び実施機関に意見を述べる</u>ことができる。</p>	
<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、諮問をした実施機関(以下「<u>諮問実施機関</u>」という。)に対し、<u>審査請求</u>のあった処分に係る<u>公文書</u>又は保有個人情報及び行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する<u>弁明書</u>の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された<u>公文書</u>又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p>	<p>(審査会の調査権限)</p> <p>第7条 審査会は、諮問をした実施機関(以下「<u>諮問実施機関</u>」という。)に対し、<u>不服申立て</u>のあった処分に係る<u>行政文書</u>又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された<u>行政文書</u>又は保有個人情報の開示を求めることができない。</p>
<p>2 略</p> <p>3 審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人</u>、参加人又は諮問実施機関(以下「<u>審査請求人等</u>」という。)に対して、意見若しくは説明又はこれらを記した書面(以下「<u>意見書等</u>」という。)若しくは資料の提出を求めることができる。</p>	<p>2 略</p> <p>3 審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人</u>、参加人又は諮問実施機関(以下「<u>不服申立人等</u>」という。)に対して、意見若しくは説明又は資料の提出を求めることができる。</p>
<p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第8条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された<u>意見書等</u>若しくは資料の閲覧又は当該<u>意見書等</u>若しくは資料の写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他<u>正当な理由</u>があるときでなければ、当該閲覧を拒むことができない。</p>	<p>(提出資料の閲覧等)</p> <p>第8条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された<u>意見書</u>又は資料の閲覧を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他<u>正当な理由</u>があるときでなければ、当該閲覧を拒むことができない。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にされた開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求についての不服申立ては、なお従前の例による。

議案第36号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

次のとおり行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(倉吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年倉吉市条例第81号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>審査請求</u>の状況</p>	<p>(公平委員会の報告事項)</p> <p>第5条 公平委員会が前条の規定により報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 不利益処分に関する<u>不服申立て</u>の状況</p>

(倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 倉吉市職員の給与に関する条例（昭和28年倉吉市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第23条の3 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>による<u>審査請求</u>をすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>	<p>(期末手当の支給の一時差止め)</p> <p>第23条の3 略</p> <p>2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>による<u>不服申立て</u>をすることができる期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。</p> <p>3～6 略</p>

(倉吉市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 倉吉市職員退職手当支給条例（昭和29年倉吉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号）</u>第18条第1項本文に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）</u>第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。</p>

5～10 略

5～10 略

(倉吉市税条例の一部改正)

第4条 倉吉市税条例(昭和29年倉吉市条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(審査請求に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(災害等による期限の延長)</p> <p>第18条の2 市長は、広範囲にわたる災害その他やむを得ない理由により、法又はこの条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出(<u>不服申立て</u>に関するものを除く。)又は納付若しくは納入(以下本条中「申告等」という。)に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認める場合には、地域、期日その他必要な事項を指定して当該期限を延長するものとする。</p> <p>2～5 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第37号

倉吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部改正について

次のとおり倉吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

(倉吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年倉吉市条例第81号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。)を削る。

改正後	改正前
<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的任用職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>職員の人事評価の状況</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) <u>職員の退職管理の状況</u></p> <p>(9) <u>職員の研修の状況</u></p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p>	<p>(報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的任用職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) <u>職員の研修及び勤務成績の評定の状況</u></p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p>

(倉吉市任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 倉吉市任期付職員の採用等に関する条例(平成26年倉吉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第5項の規定に基づき、職員(法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。)の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号。以下「法」という。)第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第24条第6項の規定に基づき、職員(法第2条第1項本文に規定する職員をいう。以下同じ。)の任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p>

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年倉吉市条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項及び倉吉市職員の給与に関する条例（昭和28年倉吉市条例第30号）第13条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び倉吉市職員の給与に関する条例（昭和28年倉吉市条例第30号）第13条の規定に基づき、職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第38号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、次に掲げる職員が規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</u></p> <p>2 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第8条 任命権者は、次に掲げる職員が規則の定めるところにより、その子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。）をさせるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>小学校に就学している子のある職員であって、規則で定めるもの</u></p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務の開始の日とするこの条例による改正後の第8条の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。

議案第39号

倉吉市特別職報酬等審議会条例の一部改正について

次のとおり倉吉市特別職報酬等審議会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

倉吉市特別職報酬等審議会条例（昭和39年倉吉市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>(諮問)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提案しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を<u>聴くものとする。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(諮問)</p> <p>第2条 市長は、議会の議員の議員報酬の額、市長、副市長及び教育長の給料の額<u>その他特別職の職員の報酬の額</u>に関する条例を議会に提案しようとするときは、あらかじめ、当該議員報酬等の額について審議会の意見を<u>聞くものとする。</u></p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第40号

倉吉市職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり倉吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(倉吉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 倉吉市職員の給与に関する条例(昭和28年倉吉市条例第30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「削除号」という。)を削り、同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下「追加条項等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(削除号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき、職員(倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年倉吉市条例第44号)第2条に規定する企業職員及び倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年倉吉市条例第16号)第1条第2項に規定する職員を除く。)の給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表及び等級別基準職務表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>等級別基準職務表(別表第2)で定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>前項に規定する等級別基準職務表に基づき分類される職員の職務の給料表に定める職務の級は、別に規則で定める。</u></p> <p>(住居手当)</p> <p>第10条の2 住居手当は、<u>次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</u></p> <p>(1) <u>自ら居住するための住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)</u></p> <p>(2) <u>第11条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第6項の規定に基づき、職員(倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年倉吉市条例第44号)第2条に規定する企業職員及び倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和44年倉吉市条例第16号)第1条第2項に規定する職員を除く。)の給与について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(給料表)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、<u>規則で定める。</u></p> <p>(住居手当)</p> <p>第10条の2 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。)</u>に支給する。</p>

<p><u>住するための住宅（市が設置する公舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</u></p>	
<p>2 <u>住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号に掲げる額及び第2号に掲げる額の合計額）とする。</u></p>	<p>2 <u>住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。</u></p>
	<p>(1) <u>月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</u> (2) <u>月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額</u></p>
<p>(1) <u>前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額</u></p>	
<p>ア <u>月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額</u></p>	
<p>イ <u>月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に相当する額（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額</u></p>	
<p>(2) <u>前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じた時は、これを切り捨てた額）</u></p>	
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>(給与の口座振替) 第24条の4 略</p>	<p>(給与の口座振替) 第24条の4 略</p>
<p>(諸手当の支給日)</p>	
<p>第24条の5 <u>管理職手当、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当及び単身赴任手当は、当月分の給料の支給日に支給する。</u></p>	
<p>2 <u>特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当は、当月分を翌月の給料の支給日に支給する。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、支給期日を変更し、又は分割して支給することができる。</u></p>	
<p>3 <u>職員が、勤務時間条例第8条の3第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時</u></p>	

間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第8条の3第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

第2条 倉吉市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条関係）

等級別基準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 定例的な業務を行う主事又は技師の職務 2 特定の業務を専門的に行う職の職務
2級	1 知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務 2 知識又は経験を必要とする特定の業務を専門的に行う職の職務
3級	1 主任の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を専門的に行う職の職務
4級	1 係長又は主幹の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を専門的に行う職の職務
5級	1 室長、課長補佐、所長補佐、局長補佐、園長又は副園長の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする特定の業務を専門的に行う職の職務
6級	1 課長、所長、局長又は主査の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする園長の職務
7級	次長、事務局長、会計管理者又は防災調整監の職務
8級	部長又は参事の職務

(倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 倉吉市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和44年倉吉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(住居手当) 第3条の2 住居手当は、<u>次の各号のいずれかに該当する職員</u>に支給する。</p> <p>(1) <u>自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同号において同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が定める職員を除く。）</u></p> <p>(2) <u>第4条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（市が設置する公舎その他市長が定めるものを除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるもの</u></p>	<p>(住居手当) 第3条の2 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。）</u>に支給する。</p>

(倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 倉吉市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年倉吉市条例第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(住居手当) 第5条の2 住居手当は、<u>次の各号のいずれかに該当する職員</u>に支給する。</p> <p>(1) <u>自ら居住するための住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下同号において同じ。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他管理者が定める職</u></p>	<p>(住居手当) 第5条の2 住居手当は、<u>自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員（市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員を除く。）</u>に支給する。</p>

員を除く。)

(2) 第6条の2の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(市が設置する公舎その他管理者が定めるものを除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第41号

倉吉市職員の旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市職員の旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市職員の旅費に関する条例（昭和28年倉吉市条例第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第14条—第16条の3関係） （1） 日当、宿泊料及び食卓料					別表（第14条—第16条の3関係） （1） 日当、宿泊料及び食卓料				
区分	日当 (1日 につき)	宿泊料(1夜に つき)		食卓料 (1夜 につき)	日当 (1日 につき)	宿泊料(1夜に つき)		食卓料 (1夜 につき)	
		県外	県内			県外	県内		
議会の議員、市長、副市長、教育長、教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員、公平委員会の委員又は農業委員会の委員	2,600 円	13,100 円	11,800 円	2,600 円					
その他の者	2,200 円	10,900 円	9,800 円	2,200 円	2,200 円	10,900 円	9,800 円	2,200 円	
（2） 移転料					（2） 移転料				
略					略				

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の倉吉市職員の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発する旅行については、なお従前の例による。

議案第42号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年倉吉市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条又は号の表示に下線が引かれた条又は号（以下「移動条号」という。）に対応する同表の改正後の欄中条又は号の表示に下線が引かれた条又は号（以下「移動後条号」という。）が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条号とし、移動条号に対応する移動後条号が存在しない場合には、当該移動条号（以下「削除条号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（（削除条号を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）<u>滞納処分業務手当</u></p> <p>（2）～（6） 略</p> <p>（7） 略</p> <p>（8） 略</p> <p>（9） 略</p> <p>（10） 略</p> <p style="text-align: center;">（滞納処分業務手当）</p> <p>第3条 <u>滞納処分業務手当</u>は、職員が市税、保険料その他の徴収金の滞納処分における捜索を伴う差押え、差押物件の引揚げ又はこれらに準ずるものとして市長が認める折衝業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（選挙事務手当）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（用地取得等折衝業務手当）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（除雪作業手当）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p>	<p style="text-align: center;">（特殊勤務手当の種類）</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1）<u>市税等訪問賦課徴収業務手当</u></p> <p>（2）～（6） 略</p> <p>（7）<u>ボイラー運転手当</u></p> <p>（8） 略</p> <p>（9） 略</p> <p>（10） 略</p> <p>（11） 略</p> <p style="text-align: center;">（市税等訪問賦課徴収業務手当）</p> <p>第3条 <u>市税等訪問賦課徴収業務手当</u>は、職員が市税、国民健康保険料、介護保険料、保育料、住宅家賃、下水道使用料その他市長がこれらに準ずるものとして認めたものの納税義務者等を訪問して行う賦課徴収に関する事務に従事したときに支給する。</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（ボイラー運転手当）</p> <p>第9条 <u>ボイラー運転手当</u>は、職員がボイラーの運転に従事したときに支給する。</p> <p>2 <u>前項の手当の額は、従事した日1日につき100円とする。</u></p> <p style="text-align: center;">（選挙事務手当）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（用地取得等折衝業務手当）</p> <p>第11条 略</p> <p>2 略</p> <p style="text-align: center;">（除雪作業手当）</p> <p>第12条 略</p> <p>2 略</p>

<p>(特殊現場作業手当)</p> <p><u>第12条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第13条</u> 略</p>	<p>(特殊現場作業手当)</p> <p><u>第13条</u> 略</p> <p>2 略</p> <p>(その他)</p> <p><u>第14条</u> 略</p>
---	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により給与事由の生じた特殊勤務手当の支給については、なお従前の例による。

議案第43号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年倉吉市条例第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																
<p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p>	<p>附 則</p> <p>(他の法令による給付との調整)</p>																
<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第13条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	<p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定(第13条の2を除く。)による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額(その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="172 1384 683 1619"> <p>傷病補償年金</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)</p> </td> <td data-bbox="683 1384 794 1619">0.75</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1619 683 1776"> <p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)</p> </td> <td data-bbox="683 1619 794 1776">0.75</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1776 683 1933"> <p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)</p> </td> <td data-bbox="683 1776 794 1933">0.89</td> </tr> <tr> <td data-bbox="172 1933 683 2083"> <p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律</p> </td> <td data-bbox="683 1933 794 2083">0.73</td> </tr> </table>	<p>傷病補償年金</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)</p>	0.75	<p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)</p>	0.75	<p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)</p>	0.89	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律</p>	0.73	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="834 1384 1345 1619"> <p>傷病補償年金</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)</p> </td> <td data-bbox="1345 1384 1465 1619">0.75</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1619 1345 1776"> <p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)</p> </td> <td data-bbox="1345 1619 1465 1776">0.75</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1776 1345 1933"> <p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)</p> </td> <td data-bbox="1345 1776 1465 1933">0.89</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1933 1345 2083"> <p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)</p> </td> <td data-bbox="1345 1933 1465 2083">0.73</td> </tr> </table>	<p>傷病補償年金</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)</p>	0.75	<p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)</p>	0.75	<p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)</p>	0.89	<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)</p>	0.73
<p>傷病補償年金</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧船員保険法による障害年金」という。)</p>	0.75																
<p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)</p>	0.75																
<p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下「旧国民年金法による障害年金」という。)</p>	0.89																
<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律</p>	0.73																
<p>傷病補償年金</p> <p>国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の障害年金」という。)</p>	0.75																
<p>国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の障害年金」という。)</p>	0.75																
<p>国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の障害年金」という。)</p>	0.89																
<p>厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)の規定による障害厚生年金(以下単に「障害厚生年金」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)</p>	0.73																

	(平成24年法律第63号。以下「平成24年一元化法」という。) 附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金(以下単に「障害厚生年金等」という。)及び国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.88
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。))若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金(以下「平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。))が支給される場合を除く。)	0.88
障害補償年金	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.88
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第	0.80

	の規定による障害基礎年金(同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)	
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.86
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88
障害補償年金	旧船員保険法の障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法の障害年金	0.74
	旧国民年金法の障害年金	0.89
	障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金(当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)	0.83
	障害基礎年金(当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88
遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金(以下単に「遺族厚生年金」という。)及び国民年金法の規定による遺族基礎年金(国民年金等改正法附則	0.80

1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	
遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	
遺族厚生年金（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89
障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

旧船員保険法の障害年金	0.75
旧厚生年金保険法の障害年金	0.75
旧国民年金法の障害年金	0.89
障害厚生年金及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金が支給される場合を除く。）	0.88

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
 第2条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年倉吉市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
-----	-----

附 則

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、当分の間、同条第1項の表傷病補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法若しくは同条第6号に規定する改正前地共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」と、同条第2項の表中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害共済年金又は障害厚生年金」とする。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係るこの条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定の適用については、同条第1項の表傷病補償年金の項及び障害補償年金の項中「障害について障害厚生年金」とあるのは「障害について障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡について遺族厚生年金」とあるのは「死亡について遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第44号

倉吉市職員の退職管理に関する条例の制定について

次のとおり倉吉市職員の退職管理に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員（法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に規則で定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第45号

倉吉市税条例の一部改正について

次のとおり倉吉市税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市税条例の一部を改正する条例

倉吉市税条例（昭和29年倉吉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>(課税洩等に係る市税の取扱)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>(徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法)</u></p> <p>第8条 <u>法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第4項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p>3 <u>市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。</u></p> <p>4 <u>市長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。</u></p> <p>5 <u>市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変</u></p>	<p>(課税洩等に係る市税の取扱)</p> <p>第7条 略</p>

更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあっては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)

(6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4	法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。
5	法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額 (2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由 (3) 猶予期間の延長を受けようとする期間 (4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項
6	法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。 (職権による換価の猶予の手續等)
第10条	法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。 2 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。 3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。 (1) 第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類 (2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類 (申請による換価の猶予の申請手續等)
第11条	法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。 2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。 3 第8条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。 4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。 (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難と

<p>なる事情の詳細</p> <p>(2) <u>第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額</u></p> <p>5 <u>法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。</u></p> <p>6 <u>法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>第9条第1項第6号に掲げる事項</u></p> <p>(2) <u>第9条第5項第1号から第3号までに掲げる事項</u></p> <p>(3) <u>第4項第3号に掲げる事項</u></p> <p>7 <u>法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。</u></p>	
<p><u>(担保を徴する必要がない場合)</u></p> <p>第12条 <u>法第16条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。</u></p>	
<p>第13条から第17条まで 削除</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で<u>令第46条の4</u>に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</p>	<p>第8条から第17条まで 削除</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 外国法人に対するこの節の規定の適用については、その事業が行われる場所で<u>地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)</u>第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。</p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第2条 この条例の規定による改正後の倉吉市税条例（以下「新条例」という。）第8条、第9条及び第12条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「平成28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請された平成28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、施行日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「平成28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第10条及び第12条（平成28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされた同項の規定による換価の猶予について適用し、施行日前にされた平成28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第11条及び第12条（平成28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

議案第46号

倉吉市地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

次のとおり倉吉市地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市地方活力向上のための固定資産税の不均一課税に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定に基づき、市内の区域内に存する地方活力向上地域内において特定業務施設を整備した場合における当該特定業務施設の用に供する固定資産に対する固定資産税に係る不均一の課税に関し必要な事項を定めることにより、本市の活力の再生に資する事業活動の向上を図り、もって本市の経済の活性化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方活力向上地域 本市の区域内に存する地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域をいう。
- (2) 特定業務施設 法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設をいう。
- (3) 認定事業者 法第17条の2第4項に規定する認定事業者であつて、平成30年3月31日までに、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画について同条第3項の規定に基づく認定（次条において「計画認定」という。）を受けたものをいう。

(地方活力向上地域内における特定業務施設の整備に係る固定資産税の不均一課税)

第3条 認定事業者が、計画認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに法第17条の2第6項の規定により計画認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日までの間に、地方活力向上地域内において特定業務施設を新設し、又は増設した場合において、当該特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）第2条第3号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に該当するものに限る。以下「特定業務施設供用資産」という。）に対して課する固定資産税の税率は、当該特定業務施設供用資産に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から起算して3年度分の固定資産税に限り、倉吉市税条例（昭和29年倉吉市条例第32号）第64条の規定にかかわらず、100分の0.15とする。

(不均一課税の適用の届出等)

第4条 前条の規定の適用を受けようとする者は、当該特定業務施設供用資産に係る固定資産税の不均一の課税を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在における当該特定業務施設供用資産に係る次に掲げる事項を記載した届出書を、同月31日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者の住所、氏名及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）（法人にあつては、所在地、名称、代表者の氏名及び法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。））
- (2) 当該特定業務施設供用資産の所在地、取得価額及び取得年月日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が当該特定業務施設供用資産に関し必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による届出があつた場合において必要があると認めるときは、当該届出に係る事項について調査をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による届出に係る特定業務施設供用資産について前条に規定する固定資産税の不均一の課税をすることとした場合は、当該特定業務施設供用資産の所有者に対し、書面をもってその旨を通知しなければならない。

(虚偽の届出等に対する措置)

第5条 市長は、前条第1項に規定する期限までに正当な理由がなく届出をしなかった場合若しくは偽りその他の不正を記載した届出をした場合又は正当な理由がなく同条第2項の規定による調査を拒み、若しくは妨げた場合には、第3条に規定する不均一課税を行わない。

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、特定業務施設供用資産に係る固定資産税については、倉吉市税条例の定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第47号

倉吉市手数料条例の一部改正について

次のとおり倉吉市手数料条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市手数料条例の一部を改正する条例

倉吉市手数料条例（平成12年倉吉市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
	事務	名称	手数料の額		事務	名称	手数料の額
1～11の2 略				1～11の2 略			
11	行政手 の続にお 3ける特 定の個 人を識 別する ための 番号の 利用等 に關す る法律 （平成 25年法 律第27 号）第 17条第 7項の 規定に よる返 納の場 合又は 同条第 8項に 規定す る場合 におけ る個人 番号カ ードの 再交付 （個人 番号カ ードの 追記欄 の余白 がなくな ったとき その他 再交付	個人略 番号 カー ドの 再交 付手 数料		11	行政手 の続にお 3ける特 定の個 人を識 別する ための 番号の 利用等 に關す る法律 （平成 25年法 律第27 号）第 17条第 7項の 規定に よる返 納の場 合又は 同条第 8項に 規定す る場合 におけ る個人 番号カ ードの 再交付 （個人 番号カ ードの 追記欄 の余白 がなくな ったとき その他 再交付	個人略 番号 カー ドの 再交 付手 数料	

<p>やむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)</p>		<p>やむを得ないものとして市長が認める場合を除く。)</p>	
<p>11行政不服審査法(平成26年法律第68号)第38条第1項(他の法令において適用する場合を含む。)の規定に基づく写し若しくは書面の交付は倉吉市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成17年倉吉市条例第9号)第8条第1項の規定による意見書等若しくは資料の写しの交付</p>	<p>審査請求に係る提出書類の写し等 用紙1枚(用紙の両面を使用するとき、その片面を1枚とし、用紙の規格が日本工業規格A列3番を超えるときは、当該用紙を日本工業規格A列3番以下の大きさに分割した場合の当該大きさの片面を1枚とする。)につき次に掲げる場合に応じて、それぞれ定める額 単色刷りの場合 10円 複色刷りの場合 20円</p>		
<p>12~37 略</p>		<p>12~37 略</p>	

別表第2 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
1～49 略			
50 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査又は長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請に對	長期優良住宅建築等計画	(1) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書(以下「住宅性能評価書」という。)及び同項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が交付する長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類(以下「長期優良基準適合証」という。)の添付がない長期優良住宅建築等計画	略
		一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	略
		既存の一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1件につき 72,000円
		一戸建てを除く住宅に係る長期優良住宅建築等計画	略
		一戸建てを除く既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画	床面積の合計が500㎡以内のもの 1件につき 147,000円
		一戸建てを除く既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画	床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内のもの 1件につき 235,000円
		一戸建てを除く既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画	床面積の合計が1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 1件につき 464,000円
一戸建てを除く既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画	床面積の合計が3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 1件につき 832,000円		
一戸建てを除く既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画	床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 1件につき 1,430,000円		

別表第2 (第2条関係)

手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の額	
1～49 略			
50 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査又は長期優良住宅法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の申請に對	長期優良住宅建築等計画	住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する住宅性能評価書(以下「住宅性能評価書」という。)及び同項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が交付する長期優良住宅法第6条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類(以下「長期優良基準適合証」という。)の添付がない長期優良住宅建築等計画	略
		一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	略
		一戸建てを除く住宅に係る長期優良住宅建築等計画	略
		一戸建てを除く既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画	床面積の合計が500㎡以内のもの 1件につき 147,000円
		一戸建てを除く既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画	床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内のもの 1件につき 235,000円
		一戸建てを除く既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画	床面積の合計が1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの 1件につき 464,000円
		一戸建てを除く既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画	床面積の合計が3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの 1件につき 832,000円
一戸建てを除く既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画	床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの 1件につき 1,430,000円		

する審査（長期優良住宅法第9条第1項によるものを除く。）	もの			する審査（長期優良住宅法第9条第1項によるものを除く。）				
	床面積の合計が10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	1件につき	2,646,000円					
	床面積の合計が20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	1件につき	3,781,000円					
	床面積の合計が30,000㎡を超えるもの	1件につき	4,631,000円					
	(2) 住宅性能評価書の添付がある長期優良住宅建築等計画					住宅性能評価書の添付がある長期優良住宅建築等計画		
	略					略		
	(3) 長期優良基準適合証の添付がある長期優良住宅建築等計画					長期優良基準適合証の添付がある長期優良住宅建築等計画		
	一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	略				一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	略	
	既存の一戸建ての住宅に係る長期優良住宅建築等計画	1件につき	17,000円					
	一戸建てを除く住宅に係る長期優良住宅建築等計画	略				一戸建てを除く住宅に係る長期優良住宅建築等計画	略	
	床面積の合計が30,000㎡を超えるもの	略			床面積の合計が30,000㎡を超えるもの	略		
一戸建てを除く既存の住宅に係る長期優良住宅建築等計画	床面積の合計が500㎡以内のもの	1件につき	34,000円					
	床面積の合計が500㎡を超え1,000㎡以内のもの	1件につき	55,000円					
	床面積の合計が1,000㎡を超え3,000㎡以内のもの	1件につき	94,000円					
	床面積の合計が3,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	1件につき	182,000円					
	床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	1件につき	341,000円					

			床面積の合計が10,000㎡を超え20,000㎡以内のもの	1件につき 634,000円					
			床面積の合計が20,000㎡を超え30,000㎡以内のもの	1件につき 904,000円					
			床面積の合計が30,000㎡を超えるもの	1件につき 1,078,000円					
51～53 略					51～53 略				
54	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定に係るアからウまでの部分ごとに規定する手数料	(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）又は登録住宅性能評価機関のうち市長が認めたものが作成した低炭素化促進法第54条第1項第1号の基準に適合することを証する書類（以下「低炭素基準適合証」という。）の添付がない低炭素建築物新築等計画 略 (2) 低炭素基準適合証の添付がある低炭素建築物新築等計画 ア及びイ ウ 住宅部分	1件につき 634,000円	54	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「低炭素化促進法」という。）第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定に係るアからウまでの部分ごとに規定する手数料	(1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち市長が認めたものが作成した低炭素化促進法第54条第1項第1号の基準に適合することを証する書類（以下「低炭素基準適合証」という。）の添付がない低炭素建築物新築等計画 略 (2) 低炭素基準適合証の添付がある低炭素建築物新築等計画 ア及びイ ウ 住宅部分 （以下この表において「非住宅部分」という。）	1件につき 904,000円

			の額を合算した額	
55 略				
56	低炭素 化促進 法第54 条第2 項（低 炭素化 促進法 （変第 55条 第2項 におい て準用 する場 合を含 む。） の規定 による 申出に 基づく 低炭素 建築物 の新築 等計画 の認定 の申請 に対する 審査	低炭素 建築物 新築等 計画の 認定の 申請に 対する 審査	略	
57	建築物 のエネル ギー消 費性能 の向上 に関する 法律（平 成27年 法律第 53号。建 築物エ ネルギー 消費に 関する 法律） の施行 期日 が平成 27年 10月 1日 以後 である こと を証 する もの （以下 「省エ ネ基準 適合証 」とい う。） の添付 がない もの	建築物 エネルギー 消費性能 の向上に 関する 法律（平 成27年 法律第 53号。建 築物エ ネルギー 消費に 関する 法律） の施行 期日 が平成 27年 10月 1日 以後 である こと を証 する もの （以下 「省エ ネ基準 適合証 」とい う。） の添付 がない もの	(1) 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち市長が認めたものが作成した書類であって建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定を申請する場合には、建築物省エネ法第30条第1項各号、建築物エネルギー消費性能に係る認定を申請する場合には、建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準に適合することを証するもの（以下「省エネ基準適合証」という。）の添付がないもの	ア 住宅 a 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあっては、建築物エネ

			の額を合算した額	
55 略				
56	低炭素 化促進 法第54 条第2 項（低 炭素化 促進法 （変第 55条 第2項 におい て準用 する場 合を含 む。） の規定 による 申出に 基づく 低炭素 建築物 の新築 等計画 の認定 の申請 に対する 審査	低炭素 建築物 新築等 計画の 認定の 申請に 対する 審査	略	
57	建築物 のエネル ギー消 費性能 の向上 に関する 法律（平 成27年 法律第 53号。建 築物エ ネルギー 消費に 関する 法律） の施行 期日 が平成 27年 10月 1日 以後 である こと を証 する もの （以下 「省エ ネ基準 適合証 」とい う。） の添付 がない もの	建築物 エネルギー 消費性能 の向上に 関する 法律（平 成27年 法律第 53号。建 築物エ ネルギー 消費に 関する 法律） の施行 期日 が平成 27年 10月 1日 以後 である こと を証 する もの （以下 「省エ ネ基準 適合証 」とい う。） の添付 がない もの	(1) 登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関のうち市長が認めたものが作成した書類であって建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定を申請する場合には、建築物省エネ法第30条第1項各号、建築物エネルギー消費性能に係る認定を申請する場合には、建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準に適合することを証するもの（以下「省エネ基準適合証」という。）の添付がないもの	ア 住宅 a 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあっては、建築物エネ

とうい性能に係る認定申請手数料の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下「建築物エネルギー消費性能向上計画」という。）に係る認定及び第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能（以下「建築物エネルギー消費性能」という。）に係る認定の申請に対する審査	性能認定申請手数料及びこの部分ごとに規定する手数料の額を合算した額	の住戸部分	ルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「消費性能等基準」という。）第8条第2号イ及びロに基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあっては、消費性能等基準第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合		
			1戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの	1件につき 31,000円
				床面積の合計が200㎡以上のもの	1件につき 35,000円
			共同住宅	床面積の合計が300㎡未満のもの	1件につき 63,000円
				床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの	1件につき 105,000円
				床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの	1件につき 180,000円
				床面積の合計が5,000㎡以上のもの	1件につき 257,000円
b 消費性能等基準第1条					

第1項第2号イ(2)及びロ(2)に基づき建築物エネルギー消費性能に係る認定に係る部分のエネルギー消費性能の評価を行った場合	
1戸建ての住宅	床面積の合計が200㎡未満のもの 1件につき 16,000円
	床面積の合計が200㎡以上のもの 1件につき 17,000円
共同住宅(共用部分を含む。)	床面積の合計が300㎡未満のもの 1件につき 30,000円
	床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの 1件につき 52,000円
	床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの 1件につき 94,000円
	床面積の合計が5,000㎡以上のもの 1件につき 143,000円
イ 非住宅部分	a 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあっては、消費性能等基準第8条第1号イ(1)及びロ(1)に基づき、建築物

エネルギー消費性能に係る認定においては、消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合

非住宅部分の床面積の合計が 300㎡未満のもの	1件につき 208,000円
非住宅部分の床面積の合計が 300㎡以上 2,000㎡未満のもの	1件につき 337,000円
非住宅部分の床面積の合計が 2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき 481,000円
非住宅部分の床面積の合計が 5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	1件につき 592,000円
非住宅部分の床面積の合計が	1件につき 700,000円

10,000 m ² 以上	
25,000 m ² 未満 のもの	
非住宅 部分の 床面積 の合計 が 25,000 m ² 以上 のもの	1件につき 799,000円
b 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあつては、消費性能等基準第8条第1号イ(2)及びロ(2)に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあつては、消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合	
非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 m ² 未満 のもの	1件につき 80,000円
非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満 のもの	1件につき 134,000円
非住宅 部分の 床面積 の合計	1件につき 216,000円

が 2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満 のもの	1件につき 282,000円
非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 のもの	1件につき 339,000円
非住宅 部分の 床面積 の合計 が 10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満 のもの	1件につき 398,000円

(2) 省エネ基準適合証の添付があるもの

認定に係るア及びイの部分ごと	ア	a 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあつては、消費性能等基準第8条第2号イ及びロに基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあつては、消費性能等基準第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合
	住宅の住戸部分	1戸建ての住 1件につき 4,000円

に規定する手数料の額を合算した額

宅		
共同住宅	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件につき 9,000円
	床面積の合計が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1 件につき 18,000円
	床面積の合計が 2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満のもの	1 件につき 41,000円
	床面積の合計が 5,000 m ² 以上のもの	1 件につき 74,000円
b 消費性能等基準第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)及びロ(2)に基づき建築物エネルギー消費性能に係る認定に係る部分のエネルギー消費性能の評価を行った場合		
1 戸建ての住宅		1 件につき 4,000円
共同住宅(共用部分を含む。)	床面積の合計が 300 m ² 未満のもの	1 件につき 9,000円
	床面積の合計が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満のもの	1 件につき 18,000円
	床面積	1 件につき

		の合計 が 2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満 のもの	41,000円
		床面積 の合計 が 5,000 m ² 以上 のもの	1件につき 74,000円
イ	非住宅部 分	a 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあつては、消費性能等基準第8条第1号イ(1)及びロ(1)に基づき、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあつては、消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づき、エネルギー消費性能の評価を行った場合	
		非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 m ² 未満 のもの	1件につき 9,000円
		非住宅 部分の 床面積 の合計 が 300 m ² 以上 2,000 m ² 未満 のもの	1件につき 25,000円
		非住宅 部分の 床面積 の合計	1件につき 74,000円

が 2,000 ㎡以上 5,000 ㎡未満 のもの	1件につき 116,000円
非住宅 部分の 床面積 の合計 が 5,000 ㎡以上 10,000 ㎡未満 のもの	1件につき 147,000円
非住宅 部分の 床面積 の合計 が 10,000 ㎡以上 25,000 ㎡未満 のもの	1件につき 184,000円
b 建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定にあつては、消費性能等基準第8条第1号イ(2)及びロ(2)に、建築物エネルギー消費性能に係る認定にあつては、消費性能等基準第1条第1項第1号イに基づきエネルギー消費性能の評価を行った場合	

非住宅部分の床面積の合計が 300㎡未満のもの	1件につき 9,000円
非住宅部分の床面積の合計が 300㎡以上 2,000㎡未満のもの	1件につき 25,000円
非住宅部分の床面積の合計が 2,000㎡以上 5,000㎡未満のもの	1件につき 74,000円
非住宅部分の床面積の合計が 5,000㎡以上 10,000㎡未満のもの	1件につき 116,000円
非住宅部分の床面積の合計が 10,000㎡以上 25,000㎡未満のもの	1件につき 147,000円
非住宅部分の床面積の合計	1件につき 184,000円

				が 25,000 ㎡以上 のもの			
58	建築物省エネルギー法第31条第1項の規定による建築物省エネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請に対する審査	建築物省エネルギー消費性能向上計画及び建築物省エネルギー消費性能向上計画のエネルギー消費性能に係る変更認定申請手数料	57の項中「床面積」とあるのを「増加し、又は減少する床面積（ただし、住宅の部分については、増加する床面積に限る。）」と読み替えて適用する同項に規定する手数料の額に、同項中「床面積」とあるのを「変更する部分の床面積（増加し、又は減少する部分を除く。）」と読み替えて適用する同項に規定する手数料の額に2分の1を乗じて得た額に相当する額を加算した額				
59	建築物省エネルギー法第30条第2項（建築物省エネルギー法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	建築物省エネルギー消費性能向上計画及び建築物省エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	57の項又は58の項に規定する手数料の額に1の項に規定する手数料の額を加算した額				

請に對料 する審 査					
備考 1及び2 略		備考 1及び2 略			

附 則
この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第48号

倉吉市生活安全条例の一部改正について

次のとおり倉吉市生活安全条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市生活安全条例の一部を改正する条例

倉吉市生活安全条例（平成10年倉吉市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、市民とは、市に住所を有する者及び市内に滞在する者並びに市内に所在する土地、建物、<u>事業所等</u>の所有者及び管理者をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、市民とは、市に住所を有する者及び市内に滞在する者並びに市内に所在する土地、建物、<u>商店、営業所等</u>の所有者及び管理者をいう。</p>
<p>(市民の責務)</p> <p>第4条 市民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進並びに市内に所在する土地、建物、<u>事業所等の適切な維持管理</u>に努めるとともに、市が実施する生活安全対策に協力するものとする。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第4条 市民は、自らの生活の安全確保及び地域の安全活動の推進に努めるとともに、市が実施する生活安全対策に協力するものとする。</p>
<p>(市長が行う施策)</p> <p>第5条 市長は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(生活安全モデル地域の指定)</p> <p>第5条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、生活安全モデル地域（以下「モデル地域」という。）を指定することができる。</p> <p>2 市長は、前項の指定をしたときは、市広報等により周知するものとする。</p> <p>3 市長は、モデル地域の指定を継続する必要がなくなったと認めるときは、指定を解除することができる。</p> <p>4 市長は、モデル地域を指定し、又は解除しようとするときは、当該地域の市民（滞在する者を除く。）及び関係機関と協議するものとする。</p>
<p>(団体への助成等)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(モデル地域における施策)</p> <p>第6条 市長は、モデル地域を指定したときは、当該地域について、次に掲げる施策を<u>重点的に</u>実施することができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>

第7条 略

第8条 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第49号

倉吉ふるさと未来づくり基金条例の制定について

次のとおり倉吉ふるさと未来づくり基金条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉ふるさと未来づくり基金条例

(設置)

第1条 ふるさと納税寄附金を未来へ向けた個性豊かで活力ある地域づくりに活用するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、倉吉ふるさと未来づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とし、ふるさと納税寄附金その他の歳入をその財源とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第50号

倉吉市国民健康保険条例の一部改正について

次のとおり倉吉市国民健康保険条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市国民健康保険条例の一部を改正する条例

倉吉市国民健康保険条例（昭和63年倉吉市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条項等」という。）が存在する場合には、当該移動条項等を当該移動後条項等とし、移動条項等に対応する移動後条項等が存在しない場合には、当該移動条項等（以下「削除条項等」という。）を削り、移動後条項等に対応する移動条項等が存在しない場合には、当該移動後条項等（以下「追加条項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条項等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに追加条項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（基礎賦課限度額） 第16条の3 第9条の3又は第13条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の3の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。）は、<u>54万円</u>を超えることができない。</p>	<p>（基礎賦課限度額） 第16条の3 第9条の3又は第13条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の3の基礎賦課額と第13条の基礎賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。）は、<u>52万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第17条 第16条の4又は第16条の8の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の4の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の8の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。）は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p>	<p>（後期高齢者支援金等賦課限度額） 第17条 第16条の4又は第16条の8の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第16条の4の後期高齢者支援金等賦課額と第16条の8の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第20条及び第21条において同じ。）は、<u>17万円</u>を超えることができない。</p>
<p>（保険料の減額） 第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3又は第13条の基礎賦課額からそれぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、<u>54万円</u>を超える場合には<u>54万円</u>）とする。 （1）略 （2）前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>265,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>	<p>（保険料の減額） 第21条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の3又は第13条の基礎賦課額からそれぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、<u>52万円</u>を超える場合には<u>52万円</u>）とする。 （1）略 （2）前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に<u>26万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p>

ア及びイ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に48万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3又は第13条」とあるのは「第16条の4又は第16条の8」と、「54万円」とあるのは「19万円」と読み替えるものとする。

4 略

(徴収猶予の要件等)

第25条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料、督促手数料及び延滞金（以下「保険料等」という。）の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、1年以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 略

(2) 納付義務者又はその世帯に属する被保険者が疾病又は負傷により所得が減少したとき。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

2 市長は、前項の規定による徴収猶予をする場合には、当該徴収猶予に係る金額を当該徴収猶予を

ア及びイ 略

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に47万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者

アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア及びイ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の3又は第13条」とあるのは「第16条の4又は第16条の8」と、「52万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

4 略

(徴収猶予)

第25条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、3か月以内の期間を限って徴収猶予することができる。

(1) 略

(2) 略

(3) 略

(4) 略

2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする事由を証明すべき書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 納期限及び保険料の額

(3) 徴収猶予を必要とする事由

する期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付させるものとする。

3 市長は、前項の規定により保険料等を分割して納付させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定め、当該徴収猶予を受けた者に通知しなければならない。

4 市長は、徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予をした期間内に当該徴収猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、その申請によって、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収猶予をした期間と合わせて2年を超えることができない。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による徴収猶予の期間の延長をした場合について準用する。

（徴収猶予の申請手続等）

第25条の2 前条第1項の規定による徴収猶予の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書に次項に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1）氏名、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

（2）前条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき保険料等を一時に納付することができない事情の詳細

（3）納付すべき保険料等の年度、種類、納期限及び金額

（4）徴収猶予を受けようとする金額及びその期間

（5）徴収猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、徴収猶予の期間が3月を超える場合には、提供しようとする地方税法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 前項の規定による書類は、次に掲げる書類とする。

（1）前条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

（2）財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

- (3) 徴収猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 徴収猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、徴収猶予の期間が3月を超える場合には、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類
- 3 前条第4項の規定による徴収猶予の期間の延長の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2項第2号から第4号までに掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名、住所及び個人番号
- (2) 徴収猶予の期間の延長を受けようとする保険料等の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 徴収猶予の期間内にその徴収猶予を受けた金額を納付することができないやむを得ない理由
- (4) 徴収猶予の期間の延長を受けようとする期間
- (5) 第1項第5号に掲げる事項
- 4 市長は、第1項又は前項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、徴収猶予若しくは徴収猶予の期間の延長をし、又は徴収猶予若しくは徴収猶予の期間の延長を認めないものとする。
- 5 市長は、第1項又は第3項の規定による申請書の提出があった場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき、又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき、若しくはその提出がないときは、当該申請書を提出した者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出（以下この条において「申請書の訂正等」という。）を求めることができる。
- 6 市長は、前項の規定により申請書の訂正等を求める場合においては、その旨を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知するものとする。
- 7 第5項の規定により申請書の訂正等を求められた者は、前項の規定による通知を受けた日から20日以内に申請書の訂正等をしなければならない。この場合において、当該期間内に申請書の訂正等をしなかったときは、申請書の訂正等を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請書を取り下げたものとみなす。
- 8 市長は、第1項又は第3項の規定による申請書の提出があった場合において、当該申請書を提出した者について前条第1項又は第4項の規定に該当すると認められるときであっても、次の各号の

いずれかに該当するときは、徴収猶予又は徴収猶予の期間の延長を認めないことができる。

(1) 第25条の3第1項第1号に掲げる場合に該当するとき。

(2) 当該申請書を提出した者が、第10項の規定による質問に対して答弁せず、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(3) 不当な目的で徴収猶予又は徴収猶予の期間の延長の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき。

9 市長は、前項の規定により徴収猶予又は徴収猶予の期間の延長を認めないときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

10 市長は、第4項の規定による調査をするため必要があると認めるときは、その必要な限度で、法第113条の規定による当該職員（以下「当該職員」という。）に、当該申請書を提出した者に質問させ、又はその者の帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

11 前項の規定により質問又は検査を行う当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(徴収猶予の取消し)

第25条の3 徴収猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市長は、当該徴収猶予を取り消し、当該徴収猶予に係る保険料等を一時に徴収することができる。

(1) 地方税法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該徴収猶予に係る保険料等を当該徴収猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき。

(2) 第25条第2項又は同条第5項において準用する同条第2項の規定により分割して納付させることとした保険料等をその期限までに納付しないとき（市長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

(3) 当該徴収猶予に係る保険料等につき提供された担保を確保するため市長が必要な行為を求めた場合において、当該徴収猶予を受けた者がその求めに応じないとき。

(4) 偽りその他不正な手段により当該徴収猶予又は徴収猶予の期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収猶予又は徴収猶予の期間の延長をしたことが判明したとき。

(5) 徴収猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該徴収猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

2 市長は、前項の規定により徴収猶予を取り消す場合には、地方税法第13条の2第1項各号のいずれかに該当する事実があるときを除き、あらかじめ、当該徴収猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りではない。

3 市長は、第1項の規定により徴収猶予を取り消したときは、その旨を当該徴収猶予の取消しを受けた者に通知しなければならない。

(担保を徴する必要がない場合)

第25条の4 市長は、徴収猶予をする場合には、徴収猶予に係る金額に相当する地方税法第16条第1項各号に掲げる担保を徴さなければならない。ただし、徴収猶予に係る金額が100万円以下である場合、徴収猶予の期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第16条の3、第17条及び第21条の規定は、平成28年度以後の年度分の保険料について適用し、平成27年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第51号

倉吉市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について

次のとおり倉吉市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例

(設置)

第1条 本市の区域内における鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第9条第1項の規定に基づき、倉吉市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「鳥獣」とは、鳥類又は哺乳類に属する野生動物のうち規則で定めるものをいう。

2 この条例において「農林水産業等に係る被害」とは、農林水産業に係る被害及び農林水産業に従事する者等の生命又は身体に係る被害その他の生活環境に係る被害をいう。

(任務)

第3条 実施隊は、本市の区域内における農林水産業等に係る被害の原因となっている鳥獣の捕獲その他の被害防止策（以下「被害防止策」という。）を適切に実施することをその任務とする。

(実施隊員)

第4条 実施隊に鳥獣被害対策実施隊員（以下「実施隊員」という。）を置く。

2 実施隊員は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 市の職員のうち市長が指名するもの

(2) 被害防止策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で、市長が任命するもの

3 前項第2号に掲げる実施隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の職員で非常勤とする。

(報酬)

第5条 前条第2項第2号に掲げる実施隊員の報酬は、特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年倉吉市条例第29号）の定めるところによる。

(補償)

第6条 第4条第2項第2号に掲げる実施隊員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年倉吉市条例第39号）の定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第52号

倉吉市建築審査会条例の一部改正について

次のとおり倉吉市建築審査会条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市建築審査会条例の一部を改正する条例

倉吉市建築審査会条例（平成19年倉吉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。）を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p>	<p>(趣旨)</p>
<p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第83条の規定に基づき、倉吉市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、<u>委員の任期</u>、議事その他審査会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第83条の規定に基づき、倉吉市建築審査会(以下「審査会」という。)の組織、議事その他審査会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(組織)</p>	<p>(組織)</p>
<p>第2条 略</p>	<p>第2条 略</p>
<p><u>(委員の任期)</u></p>	
<p>第3条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	
<p>2 <u>委員は、再任されることができる。</u></p>	
<p>3 <u>委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。</u></p>	
<p>(招集)</p>	<p>(招集)</p>
<p>第4条 略</p>	<p>第3条 略</p>
<p>(会議)</p>	<p>(会議)</p>
<p>第5条 略</p>	<p>第4条 略</p>
<p>(関係者の出席等)</p>	<p>(関係者の出席等)</p>
<p>第6条 略</p>	<p>第5条 略</p>
<p>(会議の公開)</p>	<p>(会議の公開)</p>
<p>第7条 略</p>	<p>第6条 略</p>
<p>(会議録)</p>	<p>(会議録)</p>
<p>第8条 略</p>	<p>第7条 略</p>
<p>(庶務)</p>	<p>(庶務)</p>
<p>第9条 略</p>	<p>第8条 略</p>
<p>(委任)</p>	<p>(委任)</p>
<p>第10条 略</p>	<p>第9条 略</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第53号

倉吉市消防団員定数条例の一部改正について

次のとおり倉吉市消防団員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市消防団員定数条例の一部を改正する条例

倉吉市消防団員定数条例（昭和29年倉吉市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>倉吉市消防団の消防団員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>倉吉市消防団の消防団員の定数 500人</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。 (平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間の定数の特例)</p> <p>2 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間の倉吉市消防団の消防団員の定数（以下「定数」という。）は、556人とする。</p> <p>3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の定数は、518人とする。</p>	<p>倉吉市消防団員の定数は次のとおりとする。</p> <p>倉吉市消防団員の定数 605人</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第54号

倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例（昭和29年倉吉市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

改正後								改正前																																							
<p>(報酬)</p> <p>第11条 消防団員には、次の階級の区分に応じた年額により報酬を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>団長</th> <th>副団長</th> <th>分団長</th> <th>副分団長</th> <th>部長</th> <th>班長</th> <th>団員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年額</td> <td><u>82,500円</u></td> <td><u>69,000円</u></td> <td><u>50,500円</u></td> <td><u>45,500円</u></td> <td><u>37,000円</u></td> <td><u>37,000円</u></td> <td><u>36,500円</u></td> </tr> </tbody> </table>								階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	年額	<u>82,500円</u>	<u>69,000円</u>	<u>50,500円</u>	<u>45,500円</u>	<u>37,000円</u>	<u>37,000円</u>	<u>36,500円</u>	<p>(報酬)</p> <p>第11条 消防団員には、次の階級の区分に応じた年額により報酬を支給する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階級</th> <th>団長</th> <th>副団長</th> <th>分団長</th> <th>副分団長</th> <th>部長</th> <th>班長</th> <th>団員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年額</td> <td><u>74,100円</u></td> <td><u>56,100円</u></td> <td><u>41,100円</u></td> <td><u>29,700円</u></td> <td><u>24,000円</u></td> <td><u>21,000円</u></td> <td><u>20,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>								階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	年額	<u>74,100円</u>	<u>56,100円</u>	<u>41,100円</u>	<u>29,700円</u>	<u>24,000円</u>	<u>21,000円</u>	<u>20,000円</u>
階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員																																								
年額	<u>82,500円</u>	<u>69,000円</u>	<u>50,500円</u>	<u>45,500円</u>	<u>37,000円</u>	<u>37,000円</u>	<u>36,500円</u>																																								
階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員																																								
年額	<u>74,100円</u>	<u>56,100円</u>	<u>41,100円</u>	<u>29,700円</u>	<u>24,000円</u>	<u>21,000円</u>	<u>20,000円</u>																																								
2 及び 3 略								2 及び 3 略																																							
<p>(費用弁償)</p> <p>第12条 消防団員が次の各号に掲げる職務に従事したときは、それぞれ当該各号に定める額の費用を弁償する。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) <u>水防拠点待機</u> 1回につき2,500円</p> <p>(4) <u>火災予防</u> 1回につき1,700円</p> <p>(5) <u>訓練又は研修</u> 1回につき1,700円</p> <p>(6) <u>会議等</u> 1回につき1,000円</p>								<p>(費用弁償)</p> <p>第12条 消防団員が次の各号に掲げる職務に従事したときは、それぞれ当該各号に定める額の費用を弁償する。</p> <p>(1) 及び (2) 略</p> <p>(3) <u>訓練等</u> 1回につき3,000円</p>																																							
2 略								2 略																																							

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の倉吉市消防団員の任免、給与、服務等に関する条例第12条の規定は、この条例の施行の日以後に従事する職務に係る費用弁償について適用し、同日前に従事する職務に係る費用弁償については、なお従前の例による。

議案第55号

倉吉市消防団員等公務災害補償条例及び倉吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり倉吉市消防団員等公務災害補償条例及び倉吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市消防団員等公務災害補償条例及び倉吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(倉吉市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第1条 倉吉市消防団員等公務災害補償条例(昭和43年倉吉市条例第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(<u>審査請求</u>)</p> <p>第25条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務若しくは消防作業等に従事し、救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他の損害補償の実施又はこれらについての不作為(以下「<u>補償決定等</u>」という。)について不服のある者は、市長に対して、<u>審査請求</u>をすることができる。</p> <p>2 市長は、前項の審査請求があった場合は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、遅滞なく、第27条に規定する倉吉市消防団員等公務災害補償審査会に諮問しなければならない。この場合において、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、同項ただし書の規定に基づき、適用しない。</p> <p>(1) <u>審査請求が不適法であり、却下するとき。</u></p> <p>(2) <u>審査請求に係る補償決定等を取り消し、若しくは変更し、当該審査請求に係る補償決定の全部を認容して補償決定をし、又は不作為に係る補償決定等をするとき。</u></p> <p>3 市長は、前項の規定による諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p>	<p>(<u>異議申立</u>)</p> <p>第25条 市の行う非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病が公務又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他の損害補償の実施について不服のある者は、市長に対して、<u>異議申立</u>をすることができる。</p>
<p>(<u>審査会</u>)</p> <p>第27条 第25条の<u>審査請求</u>について審査及び判定をするため、倉吉市消防団員等公務災害補償審査会(以下「<u>審査会</u>」という。)を置く。</p> <p>2 審査会は、委員4人で組織し、次に掲げる者のうちから、<u>第25条第2項の規定による諮問</u>の都度、市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 委員は、当該諮問に係る<u>答申</u>をしたときは、解任されるものとする。</p> <p>4～10 略</p>	<p>(<u>審査会</u>)</p> <p>第27条 第25条の<u>異議申立</u>てについて審査及び判定するため、倉吉市消防団員等公務災害補償審査会(以下「<u>審査会</u>」という。)を置く。</p> <p>2 審査会は、委員4人で組織し、次に掲げる者のうちから、<u>必要</u>の都度、市長が委嘱する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 委員は、当該<u>異議申立</u>てに係る<u>審査及び判定</u>が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p>4～10 略</p>

11 第1項から前項までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

(他の法律による給付との調整)

第7条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1	傷病補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表及び次項の表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則65条第1項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第5項の表において「障害基礎年金」という。）	0.73
2	傷病補償年金（第18条の2	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第1級の又は第2級の傷病

11 第1項から前項までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(他の法律による給付との調整)

第7条 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定による障害厚生年金及び国民年金法（昭和34年法律第141号）の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下同じ。）	0.73
--------	---	------

<p>に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>		<p>等級に当る害係傷補年については、0.81)</p>			
<p>3 障害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>	<p>障害補償年金</p>	<p>厚生年金保険法の規定による障害厚生年金及び国民年金法の規定による障害基礎年金</p>	<p>0.73</p>
<p>4 傷害補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>0.82 (第1級又は第2級の病傷等に当る害係傷補年については)</p>			

		は、 0.81)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）	0.80
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金及び国民年金法の規定による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第28条第1項の規定により支給する遺族基礎年金を除く。以下同じ。）	0.80

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該

2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該

年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上災害に係るものを除く。)	(1) 障害厚生年金等	0.88
	(2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成13年法律第101号)附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法(以下この表において「旧農林共済法」という。)による障害厚生年金(以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。)が支給される場合を除く。)	0.88
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上災害に係るものに限る。)	(1) 障害厚生年金等	0.92 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91)
	(2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年	0.92 (第1級の傷病等級

傷病補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.86
	国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

)	金が支給される場合を除く。)	に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては(0.91)			
3 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(1) 障害厚生年金等	0.83	障害補償年金	厚生年金保険法の規定による障害厚生年金	0.83
4 障害補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	(1) 障害厚生年金等	0.89 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.88)			
	(2) 障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88		国民年金法の規定による障害基礎年金(当該損害補償の事由となった障害により障害厚生年金が支給される場合を除く。)	0.88

		つては、0.91)
5 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。）	(1) 遺族厚生年金等	0.84
	(2) 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金（第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）	(1) 遺族厚生年金等	0.89
	(2) 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.92

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる

遺族補償年金	厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金	0.84
	国民年金法の規定による遺族基礎年金（当該損害補償の事由となった死亡により遺族厚生年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法の規定による寡婦年金	0.88

3 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率（当該年金たる

給付の2が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

給付の2が支給される場合にあつては、当該年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を合計して得た率から1を控除した率)を乗じて得た額(その額が当該年金たる損害補償の額から当該損害補償の事由となつた障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額(当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、その合計額)を控除した残額を下回る場合には、当該残額)を支給し、その額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。

1 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。)	0.75
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。)	0.75
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。)	0.89
2 傷病補償年金(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.82)
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係るものに限る。)

傷病補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧船員保険法の規定による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧厚生年金保険法の規定による障害年金」という。)	0.75
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金(以下「旧国民年金法の規定による障害年金」という。)	0.89

		る傷病補償年金にあつては、 0.82)			
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 0.92)			
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	(1) 旧船員保険法の規定による障害年金	0.74	障害補償年金	旧船員保険法の規定による障害年金	0.74
	(2) 旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74		旧厚生年金保険法の規定による障害年金	0.74
	(3) 旧国民年金法の規定による障害年金	0.89		旧国民年金法の規定による障害年金	0.89
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災	(1) 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、 0.81、			

害に係るものに限る。)		第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)			
	(2) 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)			
	(3) 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.92)			
5 遺族補	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金た	0.80	遺族補償年金	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる給付に	0.80

償年 金 (第 18条 の2 に規 定す る公 務上 の災 害に 係る もの を除 く。)	る給付に該当する遺族年金	
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

6 遺 族補 償年 金 (第 18条 の2 に規 定す る公 務上 の災 害に 係る もの に限 る。)	(1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93

4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ、同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
-----------------	------

該当する遺族年金	
国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる給付に該当する遺族年金	0.80
国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

4 略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について厚生年金保険法の規定による障害厚生年金又は国民年金法の規定による障害基礎年金の支給を受ける場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、第1項又は第2項に規定する場合に応じ、それぞれ第1項又は第2項に規定する傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額（当該年金たる給付の2が支給される場合にあつては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88	
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88	
6 及び 7 略		6 及び 7 略

（倉吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 倉吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（平成27年倉吉市条例第32号）の一部を次のとおり改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後	改正前
附 則	<p>附 則 <u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この条例は、平成27年10月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p> <p>2 <u>この条例による改正後の倉吉市消防団員等公務災害補償条例附則第7条の規定の適用については、当分の間、同条第2項の表傷病補償年金の項中「障害により障害厚生年金」とあるのは「障害により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第4条第3号に規定する改正前国共済法、同条第6号に規定する改正前地共済法、同条第9号に規定する改正前私学共済法若しくは厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法の規定による障害共済年金（以下単に「障害共済年金」という。）又は障害厚生年金」と、同表障害補償年金の項中「障害により障害厚生年金」とあるのは「障害により障害共済年金又は障害厚生年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡により遺族厚生年金」とあるのは「死亡により被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第4条第3号に規定する改正前国共済法、同条第6号に規定する改正前地共済法、同条第9号に規定する改正前私学共済法若しくは厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第</u></p>

2号に規定する旧農林共済法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金」とする。

3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者又は同法附則第65条第1項の規定により障害共済年金若しくは遺族共済年金が支給される者に係るこの条例による改正後の倉吉市消防団員等公務災害補償条例附則第7条の規定の適用については、同条第2項の表傷病補償年金の項及び障害補償年金の項中「障害により障害厚生年金」とあるのは「障害により障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による障害共済年金」と、同表遺族補償年金の項中「死亡により遺族厚生年金」とあるのは「死亡により遺族厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは同法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金」とする。

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にあった非常勤消防団員等の死亡、負傷又は疾病で公務又は消防作業等に従事し、救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによるもの及びこれらによるものであるかどうかの認定、療養の方法、損害補償の金額の決定その他の損害補償の実施に係る不服申立ては、なお従前の例による。

3 第1条の規定による改正後の倉吉市消防団員等公務災害補償条例附則第7条第2項及び第5項の規定は、施行日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第56号

工事請負契約の締結についての議決の一部変更について

平成28年1月13日市議会の議決を経た成徳小学校教室棟建築工事（建築主体）に係る「工事請負契約の締結について」（平成28年議案第2号）の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

「工事請負契約の締結について」の

6 工事の期限

「平成28年3月29日」を

「平成29年1月31日」に改める。

議案第57号

定住自立圏の形成に関する協定の変更について

次のとおり定住自立圏の形成に関する協定を変更することについて、地方自治法第96条第2項の規定による倉吉市議会の議決すべき事件に関する条例（平成21年倉吉市条例第1号）第2条及び定住自立圏の形成に関する協定（平成22年3月31日締結）第6条後段の規定により、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日提出

倉吉市長 石田 耕太郎

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と三朝町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前								
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）								
政策分野	取組の内容				役割分担		政策分野	取組の内容				役割分担	
					甲の役割	乙の役割						甲の役割	乙の役割
略					略								
結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	略	未婚・晩婚化の解消への取組の推進	圏域における未婚・晩婚化の解消に向けた取組を効果的に推進するため、関係するイベント、セミナー等の施策を連携して実施する。	(1) 乙の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 乙及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	略	結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	略	略	
略					略								
略					略								

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月 日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬999番2
三朝町
三朝町長 吉田 秀光

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と湯梨浜町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前								
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）								
政策分野	取組の内容				役割分担		政策分野	取組の内容				役割分担	
					甲の役割	乙の役割						甲の役割	乙の役割
略					略								
結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	略	未婚・晩婚化の解消への取組の推進	圏域における未婚・晩婚化の解消に向けた取組を効果的に推進するため、関係するイベント、セミナー等の施策を連携して実施する。	(1) 乙の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 乙及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	略	結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	略	略	略
略					略								
略					略								

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月 日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留19番地 1
湯梨浜町
湯梨浜町長 宮脇 正道

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と琴浦町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前								
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）								
政策分野	取組の内容				役割分担		政策分野	取組の内容				役割分担	
					甲の役割	乙の役割						甲の役割	乙の役割
略					略								
結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民の交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	略	未婚・晩婚化の解消への取組の推進	圏域における未婚・晩婚化の解消に向けた取組を効果的に推進するため、関係するイベント、セミナー等の施策を連携して実施する。	(1) 乙の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 乙及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	略	結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民の交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	略	略	略
略					略								
略					略								

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月 日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2
琴浦町
琴浦町長 山下 一郎

定住自立圏の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

平成22年3月31日に倉吉市（以下「甲」という。）と北栄町（以下「乙」という。）との間で締結した定住自立圏の形成に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結する。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前								
別表（第4条関係）					別表（第4条関係）								
政策分野	取組の内容				役割分担		政策分野	取組の内容				役割分担	
					甲の役割	乙の役割						甲の役割	乙の役割
略					略								
結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	圏域における未婚・晩婚化の解消への取組の推進	(1) 乙の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 乙及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	(1) 甲の関与するイベント等の情報を発信し、参加者の確保について連携を図る。 (2) 甲及び関係団体と連携し、イベント等を共同で企画し、運営する。	略	結びつきやネットワークの強化	地域内外の住民との交流・移住促進	空き家のバンクの連携等による移住の促進	略	略		
略					略								
略					略								

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年3月 日

甲 鳥取県倉吉市葵町722番地
倉吉市
倉吉市長 石田 耕太郎

乙 鳥取県東伯郡北栄町由良宿423番地1
北栄町
北栄町長 松本 昭夫

議案第58号

鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約の締結に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第3項の規定により、次のとおり鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約を締結することに関し鳥取県と協議することについて、本議会の議決を求める。

平成28年2月29日

倉吉市長 石田 耕太郎

鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（倉吉市）

（目的）

第1条 この協約は、鳥取県（以下「甲」という。）及び倉吉市（以下「乙」という。）が連携して事務を処理することにより、乙及び鳥取県内全域（以下「県全域」という。）における人口減少社会に対応する行政体制の維持、事務の効率化を目指し、業務や情報システムの標準化、共同化による経費削減のほか、情報システム運用上の安全性の確保、人材育成等に資するため、基本的な方針及び役割分担を定めるものである。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、県全域の他の市町村とともに鳥取県自治体 I C T 共同化推進協議会（以下「協議会」という。）を開き、定期的に協議を行うものとする。

2 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、別表に掲げる政策分野において、役割を分担し、連携して事務を執行するものとする。

（役割分担）

第3条 甲及び乙の役割は、別表の役割分担の欄に掲げるとおりとする。

（経費負担）

第4条 前条に規定する役割分担に基づいて甲又は乙が事務を処理するために要する経費は、当該事務について甲又は乙が本来果たすべき役割、両者の受益の程度その他の事情を勘案し、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（秘密保持）

第5条 甲及び乙は、別表の役割分担の欄に掲げる取組を通じ知り得た情報について、その内容の重要度に応じ適切に取り扱うものとし、特に各団体の情報セキュリティに係る脅威拡大や信頼の失墜等の不利益に繋がる恐れがある高い秘匿性が求められる情報については、当該団体の許可なく他者へ公開及び提供しないものとする。

（発効）

第6条 この協約は、平成28年4月1日に効力を生ずる。

別表（第2条、第3条関係）

政策分野	取組内容	役 割 分 担	
		甲	乙
情報システム共同化による事務の効率化、コスト削減の推進	情報システム共同化に向けた検討	・乙と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行うほか、検討の実施を統括する。	・甲と連携し、情報システムの事務の標準化及び共同化について具体的な検討を行う。
	情報システムの共同調達の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する乙と共同し、共同調達に係る事務を実施するほか、共同調達事務を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、共同調達に係る事務を実施する。
	情報システムの共同運用の実施	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体と共同し、情報システムの共同運用を実施するほか、共同運用の実施を統括する。	・協議会における協議結果に基づき共同調達に参加する団体は、甲と共同し、情報システムの共同運用を実施する。
情報システム運用上の安全性の確保	情報セキュリティ対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・乙と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。 ・情報セキュリティに係る最新情報の収集に努めるほか、上記研修会等の実施を統括する。 	・甲と共同し、情報セキュリティ担当者を対象とした情報セキュリティに係る研修会及び情報交換会等を開催する。
専門的知識が求められるICT業務に対応できる職員の育成	専門的知識の向上	・乙と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施するほか、事業を総括する。	・甲と共同し、情報システムの企画、運用管理等を担う職員を対象とした専門的知識の向上に係る事業を実施する。
その他	共通する課題に関する検討の実施	・乙と共同し、その他自治体ICTの推進に共通する課題に関する検討を統括し、これに必要となる協議の場を随時設置する。	・甲と共同し、その他自治体ICTの推進に共通する課題に関する検討を行う。

議案第59号

鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定めることに関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、次のとおり鳥取県行政不服審査会共同設置規約を定めることに関し当該規約の別表に掲げる町村、一部事務組合及び広域連合並びに鳥取県と協議することについて、本市議会の議決を求める。

平成28年2月29日

倉吉市長 石田 耕太郎

鳥取県行政不服審査会共同設置規約

(共同設置する地方公共団体)

第1条 別表に掲げる市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「関係市町村等」という。）並びに鳥取県は、共同して行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項に規定する機関を設置する。

(名称)

第2条 この機関は、鳥取県行政不服審査会（以下「審査会」という。）という。

(執務場所)

第3条 審査会の執務場所は、鳥取県庁内とする。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内で組織する。

(委員の選任方法)

第5条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができる者のうちから、鳥取県知事（以下「知事」という。）が任命する。

2 知事は、前項の規定により任命した委員の氏名を、関係市町村等の長又は管理者に通知するものとする。

(委員の身分取扱い)

第6条 委員の身分取扱いについては、知事の附属機関の委員とみなす。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第7条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 第5条第2項並びに第6条第1項及び第4項の規定は、専門委員について準用する。

(会議)

第9条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、在任委員及び議事に関係のある専門委員の総数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある専門委員のうち出席したものの過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 法第9条第2項各号に掲げる者である委員及び専門委員は、当該審査請求に係る議決に参加することができない。

(負担金)

第10条 審査会に関する関係市町村等の負担金の額は、知事及び関係市町村等の長又は管理者がその協議により決定するものとする。

2 関係市町村等は、前項の規定による負担金を、鳥取県に交付するものとする。

(収入及び支出)

第11条 審査会に関する事務に係る収入及び支出については、鳥取県一般会計歳入歳出予算において計上するものとする。

(雑則)

第12条 この規約に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、審査会が定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

倉吉市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、八頭環境施設組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合、日野町江府町日南町衛生施設組合、米子市日吉津村中学校組合、日野病院組合、境港管理組合、鳥取中部ふるさと広域連合、南部箕蚊屋広域連合、鳥取県後期高齢者医療広域連合

陳情第 1 号

「地方議会版質問主意書制度」の創設に係る地方自治法の改正を求める
意見書提出について

- 1 提出者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成27年12月22日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年 2月29日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

平成27年12月22日

倉吉市 議会議長 様

倉吉市新田129番地
足羽 佑太



「地方議会版質問主意書制度」の創設に係る地方自治法の改正について（陳情）

このことについて、下記のとおり陳情します。

記

○陳情の趣旨

地方議会版質問主意書制度の創設に係る地方自治法の改正についての意見書を、国に提出すること。

○陳情の詳細

まず、国における質問主意書制度は、国会法（昭和22年4月30日法律第79号）第74条以下の規定に基づき、国会議員が内閣に対し質問する際の文書である。委員会や本会議の質疑では、自身の所轄外事項について詳細な答弁が期待できず、かつ、所属会派の議員数に応じて質疑時間が決まるため、無所属や少数会派の議員は十分な質疑時間が確保できない。一方、質問主意書では、国会開会中に国政全般について質問ができるため、議員の政策調査・政務調査機能を強化することに資するものである。政府の公式見解を示す文書として、形に残る点も重要である。

実務的には、議長に提出され承認を受けた質問主意書は内閣に送られ、内閣は7日以内に答弁書によって答弁する。期間内に答弁できない場合は、その理由と答弁できる期限を通知する。質問主意書制度は、質問回数や質問時間といった制約に左右されず、執行部の政策について質すことのできる、きわめて重要なものである。

地方議会についてみると、現状、地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）には質問主意書の制度がない。しかし、上述のように、本会議や委員会以外の場においても、執行部の公式見解を文書で質すことができる質問主意書制度は、議会の権能を強化するうえで重要なものであり、文書質問制度の創設に係る地方自治法の改正を検討することについて、貴議会より意見書の提出を賜りたい。

（参考）たとえば、四日市市議会においては、議会基本条例に基づき、独自に文書質問制度を設けており、市政に関して、市長等に対し文書により質問を行うことができる。

以上

陳情第 2 号

地方自治法第99条の改正を求める意見書提出について

- 1 提出者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成27年12月22日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年 2月29日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

平成 27 年 12 月 22 日

倉吉市 議会議長 様

倉吉市新田 1 2 9

足羽 佑太



地方自治法第 99 条の改正に係る意見書の提出について（陳情）

このことについて、下記のとおり陳情します。

記

○陳情の趣旨

地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 99 条（地方議会から国への意見書の提出に係る規定）について、行政庁に文書回答など積極的な作為義務を課することについて、条文の付加・改正をすることを求める意見書の提出をお願いするもの。

○陳情の詳細

地方議会から国への「意見書」の提出については、地方自治法（以下「法」という。）第 99 条が規定し、公益に関する事項などについて、地方議会は国（衆参両院・大臣・首相等）に書面にて意見を表明することができる。これは、住民からの請願や陳情、議員発議などにより拾い上げた住民の意見や要望を、国政に届けるきわめて重要な手段である。議会の総意として、議会名ないし議長名で発出される文書である以上、その重要性については、言及すべくもない。しかしながら、この意見書については、たとえば国会の衆参両院に対するものにあつては、所管の委員会に参考配布はされるものの、それについて審議・審査をなすべきことまで法定されておらず、意見書について一切話し合われる事無く、「受け取ったら受け取ったまま」とされる事もありえ、事実上、この「意見書」のシステムが形骸化しているといわざるをえない。意見書について、どのように処理をなしたかの回答義務も法定されていないため、地方議会側からすれば、「せっかく出したのに、なんのために意見書を出したのか」となってしまう。ついては、地方議会からの意見書について、それをきちんと審議ないし審査し、その結果を地方議会側に、誠実に文書回答をなすべきことについて、法第 99 条に明記がなされるべく、貴議会において、意見書の提出を賜りたい。

以上

陳情第 3 号

陳情の取り扱い「研究留保」の廃止について

- 1 提出者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成27年12月22日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年 2月29日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

平成27年12月22日

倉吉市議会議長 様

倉吉市新田129

足羽 佑太

陳情の取り扱い「研究留保」の廃止について（陳情）



このことについて、下記のとおり陳情します。

記

○陳情の趣旨

貴議会における陳情の取り扱い「研究留保」を廃止し、「継続審査」への一本化をお願いするもの。

○陳情の詳細

受議発第607号で通知のあった、議会本会議・常任委員会・会議録のネット放映・閲覧等についての陳情は、「研究留保」となった。

貴議会における陳情の取扱いは、「採択」「趣旨採択」「不採択」「継続審査」「研究留保」がある。後者2つの違いが判然としないが、「継続審査」は次の議会で継続して議題となるものの、「研究留保」は議題とならないという大きな違いがあり、市民からの陳情に結論を出さない、「事実上の廃案である」との指摘が、インターネット上の記載には見られる。

採択とするなら採択、不採択とするなら不採択で、それはそれでいいのだが、「研究留保」は、結論を出さないあいまいなままの「棚上げ」で、市民の納得を得られるか疑問である。

については、首記のとおり、貴議会における陳情の取り扱い「研究留保」を廃止し、「継続審査」への一本化をお願いするもの。

以上

陳情第 4 号

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や
予後の相談の出来る窓口などの設置を求める意見書提出について

- 1 提出者 軽度外傷性脳損傷仲間の会
代表 藤本 久美子

- 2 受理年月日 平成28年 1月 6日

別紙のとおり陳情書の提出があった。


平成28年 2月29日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

陳 情 書

平成 28 年 1 月 4 日

倉吉市議会 議長 高田 周儀 様

陳情者 大阪府東大阪市六万寺町 3-12-33
軽度外傷性脳損傷仲間の会
代表 藤本 久美子 

賛同者

全国柔道事故被害者の会 代表 村川 弘美
「指導死」親の会 代表 安達 和美
同 上 代表 大貫 隆志
ラグビー事故勉強会 一 同

軽度外傷性脳損傷・脳しんとうの周知と予防、その危険性や予後の相談の出来る窓口などの設置を求める陳情

陳情の趣旨

脳しんとうは、軽度の外傷性脳損傷であり、頭頸部に衝撃を受けた後、あるいは頭と脳を前後に素早く振るような、むち打ち型損傷後に発生することがあります。脳しんとうは、通常、生命を脅かすことはありませんが、治療を必要とする重篤な症状を引き起こす可能性があります。誰もが転倒、自動車事故、またはその他の日常の活動中に受傷する場合があります。サッカーやボクシングなどの衝撃性のスポーツを行う場合は、脳しんとうを受けるリスクが高くなります。ユニバーシティー・オブ・ミシガン・ヘルス・システム (UMHS) は、米国では毎年約 380 万人がスポーツ傷害から脳しんとうを受けていると推定しています。

2007 年、世界保健機関 (WHO) の報告によれば、外傷性脳損傷は世界で年間 1000 万人の患者が発生していると推測されており、今後 2020 年には世界第 3 位の疾患になると予測され、その対策が急務であると警告されています。

主な症状は損傷後、記憶障害、錯乱、眠気、だるさ、めまい、物が二重に見える、あるいはぼやけて見える、頭痛または軽度の頭痛、吐き気、嘔吐、光や騒音に対する過敏性、バランス障害、刺激に対する反応が鈍化、集中力の低下等、複雑かつ多彩です。また症状は、すぐに始まることもあれば、損傷後数時間、数日、数週間、あるいは数ヶ月間に発症することもあります。(一般的な認識の「意識消失」は脳しんとうの中で 10% 以下 (IRB 脳震盪ガイドライン) でしか見られません)

特に、高次脳機能障害による記憶力・理解力・注意力の低下をはじめ、てんかんなどの意識障害、半身まひ、視野が狭くなる、匂い・味が分からなくなるなどの多発性脳神経まひ、神経因性膀胱などが発症した場合は、症状が長期にわたり改善しないことが少なくありません。

さらに、脳しんとうを繰り返すと、重篤な脳神経症状が後遺する可能性が高くなりますし、死に至る場合 (セカンドインパクト症候群) もあるので、繰り返し脳しんとうを受けることは、避けるべきです。

平成 24 年 7 月に文部科学省が「学校における体育活動中の事故防止について」という報告書をまとめ、更には平成 25 年 12 月には、社団法人日本脳神経外科学会から「スポーツによる脳損傷を予防するための提言」が提出され、同月には、文部科学省より「スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について」の事務連絡が出されていますが、実際の教育現場や家庭では、まだまだ正確な認識と理解が進まず、対応も後手に回ってしまうため、再就学・再就職のタイミングを失ってしまい、生活全般に不安、不便、孤独、を感じ、最悪、

うつ状態に陥ってしまう人も多く、特に罹患年齢が低年齢であれば発達障害とみなされ見過ごされ、引きこもるか施設に預けられるかの二者択一になっているのが現状でございます。

また、重篤な事案となった場合にも事故の初動調査の遅れがちになることにより、事案の経緯が明確にならないため、介護・医療・補償問題をも後手に回ってしまい、最悪、家庭の崩壊へと陥っている家族も多く、事故調査を蔑ろにしてしまうがために、同様の事故を繰り返してしまっているのが現状です。

そこで、下記のとおり、国・政府等関係機関に、意見書を提出していただきますよう陳情します

記

陳情事項

国・政府等関係機関に対し、以下の内容を要請する意見書を提出すること。

脳震盪及び軽度外傷性脳損傷への対応について

1-〈教育機関での周知徹底と対策〉

各学校などの教師・保健師・スポーツコーチ及び救急救命士・救急隊員に、〈PocketSCAT 2 (別紙参照)〉の携帯を義務付けること。

併せて、むち打ち型損傷、若しくは、頭頸部に衝撃を受けたと推測される事故・事案が発生した場合は、本人の訴えだけでなく、症状を客観的に正確に観察して判断を下すとともに、家庭・家族への報告も義務付け、経過観察を促すこと。

2-〈専門医による診断と適切な検査の実施〉

脳しんとうを疑った場合には、直ちに脳神経外科医の診断を受け、CT/MRI だけでなく、神経学的検査の受診も義務付けるとともに、〈Scat3 (12歳以下の場合はChildScat3) (別紙参照)〉を実地し、対応できる医療連携体制の構築を進めること。

3-〈周知・啓発・予防措置の推進と相談窓口の設置〉

脳しんとうについて、各自治体の医療相談窓口等に相談対応の出来る職員を配置し、医療機関はもとより、国民、教育機関への啓発・周知・予防をより一層図ること。

4-〈園内・学校内で発生した場合の正確かつ迅速な調査・開示の実地〉

保育園・幼稚園及び、学校内で発生した事案が重篤な場合は、直ちに保護者へ連絡するとともに第三者調査機関を設置し迅速に事故調査、及び開示を行うこと。

以上

陳情第 5 号

旅客自動車運送事業に係る安全体制の整備を求める意見書提出について

- 1 提出者 足羽 佑太
- 2 受理年月日 平成28年 1月26日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年 2月29日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀



旅客自動車運送事業に係る安全体制の整備について (陳情)

このことについて、下記のとおり陳情します。

記

第一 陳情の趣旨

旅客自動車運送事業 (道路運送法 (昭和 26 年 6 月 1 日法律第 183 号。以下、単に「法」という。) 第 3 条各項に掲げるものをいう。以下同じ。) について、その輸送の安全性を確保し、道路運送の利用者・乗務員の生命・身体の安全を守るため、事業者の新規参入時・更新時の要件を厳格化したり、現行 450km となっている一人での運転の上限など現行法見直しの検討を行うこと、各事業所に対する監査体制を強化することなど、国及び国土交通省において、早急に所要の対策が取られるべきことについて、貴議会より、意見書の提出を賜りたい。

第二 陳情の理由

(1) スキーバス事故の発生と問題意識

2016 年 (平成 28 年) 1 月 15 日午前 1 時 55 分頃、長野県北佐久郡軽井沢町の国道 18 号碓氷バイパスの入山峠付近で、定員 45 人の大型観光バスがガードレールをなぎ倒し、道路脇に転落する事故が起きた。運転手 2 人を含む、乗員・乗客 41 人中 15 人が死亡、生存者も全員が負傷し、過去 30 年で最多の死者が出る事故となった。まず、この事故で亡くなった方に、心から哀悼の意を表するものである。

この事故で亡くなった人々の多くは、冬休み中の大学生たち。スキーを楽しみにしていたはずである。目が覚めたら、身体が傷つきながら、真っ暗な闇の中に放り出されていた苦しみは、どれだけのものだっただろう。

思い出されるのは、関越道で 2012 年 (平成 24 年) 4 月 29 日に起きたツアーバス事故。都市間ツアーバスが防音壁に衝突し、乗客 7 人が死亡、乗客乗員 39 人が重軽傷を負った。彼らも、ディズニーランドを目指した中の悪夢だった。

その後、一般乗合旅客自動車運送事業 (法第 3 条第 1 項イ。一般に「乗り合いバス」という。) や一般貸切旅客自動車運送事業 (法第 3 条第 1 項ロ。一般に「ツアーバス」という。) に対する規制が一本化されるなど、対策が取られたはずだったが、今回の事故で蓋を開けてみれば、旅行会社 (キースツアー) や運行会社 (イーエスピー) には、数々の問題や違反が指摘されており、関越道事故の教訓が、事実上生かされていない実態が明らかとなっている。

(2) 事故原因と問題点

(a) 従業員の労働環境

報道によれば、関西大学社会安全学部教授の安部誠治氏 (公益事業論、交通政策論) は、「過労や居眠りがなかったか、または、心筋梗塞などで意識を失った可能性も検討する必要がある」「バス業者の競争は激しく、ドライバー不足もあって、現場に無理を強いる業者もいる。国も制度を見直して規制を強化してきたが、十分ではなく、まだまだ見直す余地はある。」と指摘し、病気のみならず、過労が一因ではないかとの認識を示している。同社は 2015 年 2 月に国交省の立ち入り捜査を受けており、その際、運転手の乗務前の健康診断及び酒気帯び確認、入社時の適性検査などを怠っていたことが判明し、この事故の 2 日前の 1 月 13 日に 1 台を運行停止とする行政処分を受けている。このたびの事故の運転手も、一度も健康診断を行っていなかった。

バス運転の担い手は、訪日観光客の増加など、人手不足となった影響で高齢化が進み、全産業の平均年齢と比べると 6 歳も高い。更に、60 歳以上の割合は、全体の 16.4% となっている。事故車の運転手も 65 歳であった。高齢の身に毎日の激務で、異変を起こした可能性も高い。毎日新聞は、長野県・斑尾高原に向かうバスの男性運転手 (63) の話として、「仮眠できるけど疲れはとれない」とのコメントを掲載している。現地到着してから次の運転まで仮眠時間は 8 時間確保されているが、昼夜逆転の不規則さのため、仮眠スペースでは熟睡できないことも多く、帰り道はいつも睡魔との闘いになるそう。それだけ、激務なのだろう。別のバス運転手

(54)は「競争が激しく運賃が相当下がった。しわ寄せは運転手さ」と嘆く。

高速バスは、関越道の事故を受け、長距離（運行距離が夜間450km以上の場合）には運転手を2名以上乗務させるよう、規則が改正された。しかし、ひとりで450kmというのは、仮に高速で90km運行の場合でも5時間の運転。鳥取道・鳥取ICから、東名高速・掛川IC（静岡県）ほどの距離である。渋滞に嵌ればもっと大変で、しかも、それが夜となれば、明け方にやってくる眠気と闘いながら運転しなければならない。激務である。

この450kmという距離については、「長すぎる」と指摘する専門家や現場の方も多く、改正の必要があるのではなかろうか。

(b) 運行会社の経験

事故を起こしたバス会社「イーエスピー」は、2008年の設立当初は警備業務が専門で、いわば異業種からの転換。バス事業に参入したのは日が浅く2014年4月。ノウハウなど、十分に持ち合わせていたか疑問である。

(c) ツアー会社と運行会社との下請けの関係

運行会社「イーエスピー」は国が定める基準（約27万円）を下回る金額（約19万円）で、ツアー会社「キースツアー」から引き受けていた。もちろん、その分のコストカットを強いられ、運転手の労働環境が劣悪になることは容易に推察される。イーエスピーの営業部長は「キースツアー以外にも、これまでに3~4社から国の基準を下回る安い価格で運行を受注していた」「ツアー会社のほうが立場が強い」と話しているとおり、「元請け」と「下請け」では、どうしても後者が弱くなってしまふ。

(d) バス運行路の無漸変更と、運転手の技量不足

ツアーの行程表によると、バスは松井田妙義インターチェンジから上信越自動車道を利用して斑尾高原のホテルへ向かうことになっており、事故現場となった碓氷バイパスは計画と異なる経路であった。運転手が会社に報告せず勝手にルートを変更した場合、道路運送法違反となる。

また、事故車の運転手が事故の前月まで、別の会社で小型のバスを運転していたとのことで、慣れないバスを運転しての技量不足が一因だったのではと見る向きもある。運転手の以前の勤務先の関係者は、運転手が大型バスに不慣れで深夜経験も乏しかったとし、イーエスピー幹部も「高速道路だけで、一般道はやらせないようにしていた」と話している。

(e) 車両の問題

当該事故車両には、ドライブレコーダーは装着されておらず、13年超使用された中古車両で、車両の不具合の可能性も指摘されている。また、スピードや車間距離などに応じて、車体が自動で制動操作を行う自動ブレーキ機能などがついていれば、事故の発生や被害の程度を抑制できていたかもしれない。

(f) シートベルト

現在、乗合バス・貸切バス車両においては、高速道路上において、客席のシートベルト着用が義務化されているものの、一般道でのシートベルト非着用の罰則は存在しておらず、シートベルトを締めていない乗客が多かったと推測されている。イーエスピー側は、口頭によって運転手にシートベルトの着用をアナウンスするよう伝えていたとしているが、乗客の1人が「シートベルトをしていなかった人が多く、運転手も注意しなかった」という。これも、一般道においても着用を推進する必要があるのではなかろうか。

第3 総括

以上述べてきたとおり、この事故の背景には、格安バス需要の急増による運転手不足、可処分所得の低い層を中心として、格安バスに対するニーズの存在と運賃値下げ競争、ドライバーに対する教育・経験の不足、長距離をひとりで運転する事に対する過労など、労働者の労働環境、「発注側」たる企画会社が「下請け」たる運行会社に安価に委託する構図、バス車体の安全対策や構造上の問題（自動ブレーキの不存在、今回のように、上から押しつぶされる形での衝撃にはもろい）など、様々な改善すべき問題があると思われる。鳥取県においても、乗合バス・ツアーバス事業者は多く存在し、それらは旅客の大切な命を預かっている。本県も無関係ではない。

については、首記のとおり、旅客自動車運送事業について、その輸送の安全性を確保し、道路運送の利用者・乗務員の生命・身体の安全を守るため、事業者の新規参入時・更新時の要件を厳格化すること、現行450kmとなっているひとりで運転の上限の変更など現行法見直しの検討を行うこと、各事業所に対する監査体制を強化することなど、国及び国土交通省において、早急に所要の対策が取られるべきことについて、貴議会より、意見書の提出を賜りたい。

以上

陳情第 6 号

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書提出について

1 提出者 鳥取県労働組合総連合

議長 田中 暁

2 受理年月日 平成28年 2月 5日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年 2月29日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

倉吉市議会
議長 高田 周儀 様

2016年2月4日

鳥取県労働組合総連合
議長 田中 晴
鳥取市西品治 806 TEL 0857-21-3171

「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」 の採択を求める陳情書

【陳情の趣旨】

アベノミクスによる“異次元の金融緩和”によって、大企業の内部留保は増えましたが、労働者の実質賃金は下落し、消費支出も減少し続けています。“雇用の流動化”が推し進められ、非正規労働者が全労働者の4割に達し、労働者の4人に1人が懸命に働いても年収200万円以下というワーキング・プアに陥っています。低賃金で不安定な仕事にしか就けず、自立も出産もできない人が増え、少子高齢化がますます進行し、親の貧困が子どもたちの成長・発達を阻害するという“貧困の連鎖”も社会問題化しています。

現在の最低賃金は、最も高い東京で時給907円、本県では最も低い693円です。毎日フルタイムで働いても月10万～13万円の手取りにしかならず、これでは憲法が保障する“健康で文化的な最低限の生活”はできません。しかも、時間額で214円にまで広がった地域間格差が、労働力の地方からの流出を招き、地方の高齢化と地域経済を疲弊させる要因となっています。地域経済を再生させるうえで、地域間格差の是正と最低賃金の大幅な引き上げが必要です。

安倍首相は、昨年11月の経済財政諮問会議で「最低賃金を毎年3%程度引き上げて、加重平均で1,000円をめざす」と述べ、「GDPにふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認めました。しかし年3%では「できる限り早期に全国最低800円を確保し、2020年までに全国平均1,000円をめざす」とした「雇用戦略対話」での政労使合意を先延ばしすることになります。

中小企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策を拡充すると同時に、最低賃金を改善することは、景気刺激策として有効です。さらに公正取引の確立の面からみても、最低賃金を生活保障水準に引き上げ、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないようにし、適正利潤を含んだ単価を実現させることが大切です。

最低賃金法第9条には、「最低賃金の原則」として「労働者の生計費と賃金」に海外でもあまり例のない「支払能力」が併記されています。大企業の経済活動に大きく左右される、「雇用者1人当たりの雇用者報酬」「1就業者あたり年間販売額」「1就業者当たり年間事業収入額」などが地域ランクの判断要素とされ、政府や使用者側は、これらを理由に、劣悪な労働条件の多い小零細企業の労働者との賃金で比較しています。それらが「生計費」原則を無視した地場賃金を低くおさえ、地域間の賃金格差を固定・拡大することで、地域経済の疲弊の進行を黙認しているのです。

憲法では「すべて国民は、法の下に平等」「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とされ、労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としています。そして最低賃金法第9条は、最低賃金は生活保護を下回ってはならないとしています。最低賃金の地域格差をなくして大幅に引き上げ、中小企業支援策の拡充を実現するため、貴議会におかれましては、国に対して別紙の意見書を提出するよう陳情します。

以上

陳情第 7 号

公契約条例の制定による適正賃金・労働条件の確保と地域経済の振興を求める陳情

1 提出者 鳥取県労働組合総連合

議長 田中 暁

2 受理年月日 平成28年 2月 5日

別紙のとおり陳情書の提出があった。



平成28年 2月29日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

倉吉市議会
議長 高田 周儀 様

公契約条例の制定による適正賃金・労働条件 の確保と地域経済の振興を求める陳情

鳥取県労働組合総連合
議長 田中 暁
鳥取市西品給806
Te0857-21-3171

■ 陳情の趣旨

自治体が発注する公共工事や委託事業において、ダンピング受注が激化し、そのしわ寄せが、労働者の賃金を低下させています。建設産業への若年入職者が減少する一方、高齢化が進み、このままでは熟練労働者から若手への技能承継がなされず、建設産業や公共関連事業の将来が危惧されています。人材育成には一定の期間を要するため、今、対策を講じなければ、近い将来、災害対応やインフラの整備・維持・更新にも支障が生じかねません。

低額発注や重層下請のピンハネ構造による低賃金は、ワーキング・プアを生むだけでなく、公共サービスや建築物の質の劣化・事故を招きます。埼玉県ふじみ野市（2006年）と大阪府泉南市（2011年）で起きたプールでの児童の死亡事件は、低額発注と管理・運営の丸投げで、必要なスキルをもった労働者が現場に配置されませんでした。また、各地で低額発注に起因する手抜き工事・点検で、建造物が崩落する事故も発生しています。さらに低賃金による労働者不足などで建設産業そのものが疲弊し、建設産業そのものの維持に警鐘が発せられ、老朽化している生活関連インフラの改修もできない事態が起きています。

事態打開のため、国土交通省は、2013年3月から15年にかけて公共工事設計労務単価を平均で28.5%（東日本大震災被災地では39.4%）引き上げ、「適切な賃金水準の確保や社会保険加入」を業界団体や自治体に要請しました。しかし、現場労働者の処遇は、政府の意図通りには改善されていません。発注額が改善されても、元請企業や中間業者に「中抜き」され、現場の労働者に届いていません。

こうしたことから、今、「公契約条例」の制定が各地に広がっています。発注額と労働者の賃金の適正化により、公務・公共サービスの質、事業者の健全経営、労働者の暮らしの安定と技能向上を確保し、地域循環型経済の確立をめざし、市民が安心して暮らすことのできる地域社会を実現しようとするものです。

倉吉市でも、早急に、公契約条例を制定することが必要です。国はTPPへの参加を進めていますが、その交渉分野には自治体の公共調達も含まれ、国際入札の義務づけが検討されています。公共工事だけでなく、公務公共サービスに従事する労働者の労働条件を、公契約条例によって専門性を担保できる賃金下限設定をしておかないと、外資系企業による低賃金労働者が参入し、サービスの質が低下し、地元事業者がさらに打撃をこうむることになります。よって、倉吉市が労働者の適正な賃金・労働条件を確保する「公契約条例」を制定すべく、以下の決議をあげていただくよう、陳情するものです。

■ 陳情事項

一、倉吉市が発注する公共工事や業務委託について、市が適切と考える賃金・報酬が、事業に従事する労働者に確実に支払われるよう、公契約条例の制定に向けた検討を行なってください。

以上

陳情第 8 号

精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出について

1 提出者 鳥取県精神障害者家族会連合会
会長 濱崎 智熙

2 受理年月日 平成28年 2月 8日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年 2月29日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

平成28年2月5日

倉吉市議会

議長 高田 周儀 様

提出者 住所 鳥取市江津318-1
団体名 鳥取県精神障害者家族会連合会
会長 濱崎 智照



精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書

[陳情要旨]

倉吉市議会で精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書を、国会及び関係行政機関にご提出いただくよう陳情致します。

[陳情理由]

平成26年2月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されます。

国連障害者権利条約第4条は「障害者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、又は廃止するためのすべての適切な措置をとること」「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」を明文化し、障害者差別解消法第1条も「この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする」と定めています。

一方、障がい者の交通運賃割引の現状について、身体障がい者の外部障がい者は昭和25年、内部障がい者は平成2年、知的障がい者は平成3年より実施されていますが、精神障がい者の場合は、その公共交通機関利用のニーズは他障害と何ら変わるものではないにもかかわらず、未だJR等の交通運賃割引制度から除外されたままになっています。

このように、国連障害者権利条約が締結され、障害者差別解消法が施行されてもなお、精神障がい者を障がい福祉サービスや障がい者施策の対象から除外されるならば、精神障がい者の「社会参加」と「平等」への切実な願いは潰えてしまいます。

つきまして、倉吉市議会において、国に対して、精神障がい者も身体障がい者や知的障がい者同等に交通運賃割引制度の適用を求める意見書を採択して頂きますよう心からお願い申し上げます。

提出資料

資料1：精神障害者の交通運賃に関する請願書

資料2：交通運賃に関する全国アンケート

陳情第 9 号

倉吉市小学校再編具体案（草案）に示された高城小学校の統合に反対する陳情

- 1 提出者 横手自治公民館長 河野 誠司 ほか16名
- 2 受理年月日 平成28年 2月10日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年 2月29日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

陳 情 書

倉吉市議会議長 高田周儀 様

倉吉市小学校再編具体案（草案）に示された高城小学校の統合に反対する陳情

1 陳情の主旨

倉吉市教育委員会により倉吉市の小・中学校の再編計画が推進されていますが、高城地区としては現状のまま高城小学校単独での存続を求めます。

2 陳情の理由

- ・国をあげて人口減少に歯止めをかけるための各種施策が取り込まれ、地方創生により地方の活性化が推進されているなか、子育て世帯の流出等により地区を衰退させる小学校の再編統合は時代の流れに逆行するものであり、絶対に容認されるものではありません。
小学校の再編統合ではなくUターン、Iターン、婚活の推進などにより、地区に子育て世帯を増やすとともに、鳥取市で取り組まれている「小規模校転入制度」を導入するなど小規模校ならではの利点を活かした小学校教育の充実、地区の活性化を図るべきであると考えます。
- ・公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（文部科学省、平成27年1月27日、以下「適正規模・適正配置等に関する手引き」という。）によると「小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災、保育、地域の交流の場等様々な機能を併せ持っています。」と記してありますが、高城小学校は正に高城地区コミュニティの核であり、防災、各種スポーツ活動等の拠点となっています。
今回の再編計画は学校教育の視点だけで推進されていますが、この小学校の持つ様々な機能の在り方について、市としての考え方を併せて地区に説明していただかなければ、地区住民の理解と協力は得られません。
- ・市教育委員会の再編計画によれば、（案1）高城・北谷小学校を久米中学校地へ統合し一部小中連携教育、（案2）高城・北谷小学校を社小学校に統合となっていますが、高城・北谷小学校が統合されると両地区の児童は減少し、より切磋琢磨することが必要な中学校段階において一学年一学級となることは確実です。
こうした状況を放置し小学校の再編のみを進めようとされており非常に場当たり的な再編計画であり理解できるものではありません。
- ・現在、大規模校の学びの状況は必ずしも良いとは言えず、子どもたちが切磋琢磨して成長するのは、中学校以上で十分であり、小学校では少人数の中で自分の良さを発揮しながら個性を伸ばさせ、基礎基本をしっかり身につけることがとても大切だと考えます。
高城小学校は、児童数90人前後で推移しており、一学級10～20人で個を大切にした教師の指導の行き届く市内でも大変充実した教育環境にあります。
現に高城小学校の児童は文武両面において健やかに成長しており、特段問題があるようには思われません
よって、高城地区としては高城小学校を現状のまま存続することが住民の願いであります。

提出 平成 28 年 2 月 10 日

陳情提出者

陳情提出者

上福田公民館長 倉吉市上福田 384
杉本芳信

倉吉市大立 219-2
横手館長 河野誠司



河津見自治公民館 倉吉市河津見 581
館長 山根哲邦

倉吉市下福田 551-1
新館長 中野近也

倉吉市若菜二丁目公民館長 倉吉市上積 11058
若本善高

倉吉市下福田 725-1
昭和公民館長 田中則美

上米積東館長 倉吉市福本 401-3
中野和幸

倉吉市田 158-1
前田 洋二

倉吉市上福田 905
館長 中川正一

倉吉市若菜二丁目
新南武

倉吉市今在家 415-1
旭原 宮田弘一郎

倉吉市福積 705-1
館長 阪本祥義

倉吉市上大立 302
館長 山根敏夫

倉吉市下福田 343の1
高城地区民生児童委員協議会
会長 山崎晴美

倉吉市大立 755
館長 太田豊

倉吉市立見 240
館長 宮本博幸

倉吉市版部 683
館長 城内勇

陳情第 10 号

未来の有権者のための模擬投票所設置に関する陳情

1 提出者 任意団体 Kids Voting Japan

代表 寒川 友貴

2 受理年月日 平成28年 2月15日

別紙のとおり陳情書の提出があった。

平成28年 2月29日

倉吉市議会議長 高 田 周 儀

議長様

未来の有権者のための、模擬投票所設置に関する陳情

私たちは選挙権を持たない子どもや若者でも、実際の選挙で投票を体験することができる模擬投票体験スペース（通称模擬投票所）を選挙期間中、投票日に期日前投票所、投票所に設置することを求める。

今年 7 月の参議院選挙より選挙権年齢が 18 歳へと引き下げられ、昨今若者の政治参画の重要性が以前にも増して強く叫ばれている。しかし、選挙における投票率は下降の一途をたどっており、特に若年層は政治に無関心と言われ、投票率は他の世代に比べて大幅に低くなっている。各学校ではシティズンシップ教育や主権者教育の一環として、模擬選挙や出前授業が全国的には徐々に行われるようになってきているが、まだまだ十分に普及しているとは言えない。

この現状を打破すべく、行政が主体となり幼い頃から政治や選挙に触れる機会を作り、政治への当事者意識を持った未来の有権者を育てることが必須である。そのために、必要となるのが「模擬投票所」の設置である。模擬投票所とは、選挙権を持たない子どもや若者でも、選挙での投票を実際に体験することができる模擬投票体験スペースであり、未来の有権者のための投票所である。これを実際の投票所や期日前投票所内に隣接して設置することで、友達同士や兄弟、親と一緒に子どもも投票を体験することが可能になる。この取り組みは、中米の国コスタリカなどで実践されており、高い投票率の原動力となっている。

この取り組みを実施することで、2 つの効果が期待できる。

1 つ目は、児童や学生が投票を実際に体験することにより、現代の政治に対する理解・関心を深めるきっかけを与えることができることである。また、投票体験により、民主主義社会における選挙の重要性を伝え、親と一緒に幼い頃から投票経験を積むことで、投票に行く習慣をつけてもらうことが可能である。

2 つ目は、親や地域住民など周囲の大人への啓発である。親は、子どもの教育という観点からも選挙に行かなくてはならないという意識が芽生え、近隣住民は子どもたちが投票所に行く姿を目にするすることで、投票意識を刺激、啓発されることが期待できる。

以上より、私たちは街の将来を担う未来の有権者たちが、幼い頃から模擬投票体験を通じて政治的リテラシーを養うことができるように、選挙権を持たない子どもや若者でも、実際の選挙で投票を体験することができる模擬投票体験スペース（通称模擬投票所）を選挙期間中、投票日に期日前投票所、投票所に設置することを求める。

兵庫県神戸市灘区中郷町 3 丁目 5 番 4 号

任意団体 Kids Voting Japan 代表 寒川友貴



080-2515-8894

